

2018～2022年度

釧路市文化芸術振興計画

釧路市教育委員会

目 次

1	計画の目的と策定の趣旨	1
2	計画の位置づけ	2
3	計画の構成と期間	3
4	施策の体系	4
5	文化芸術に関する実態調査結果	4
6	計画の内容	
	(1) 文化芸術の鑑賞又は参加の機会の充実	
	現状と課題、施策の方向、具体的な施策	12
	主な事業とその内容	13
	現状データ	14
	(2) 地域の特性を反映した文化芸術の発展	
	現状と課題、施策の方向、具体的な施策	16
	主な事業とその内容	17
	現状データ	18
	(3) 文化財の保存、活用及び継承	
	現状と課題、施策の方向、具体的な施策	20
	主な事業とその内容	21
	現状データ	22
	(4) アイヌ文化の保存、継承及び発展	
	現状と課題、施策の方向、具体的な施策	24
	主な事業とその内容	25
	現状データ	26
	(5) 子どもが行う文化芸術活動の充実	
	現状と課題、施策の方向、具体的な施策	28
	主な事業とその内容	29
	現状データ	30

目 次

(6) 文化芸術を担う人材の育成	
現状と課題、施策の方向、具体的な施策	32
主な事業とその内容	33
現状データ	34
(7) 文化芸術に係る環境の整備及び充実	
現状と課題、施策の方向、具体的な施策	36
主な事業とその内容	37
現状データ	38
(8) 文化芸術に係る情報の発信及び交流の促進	
現状と課題、施策の方向、具体的な施策	40
主な事業とその内容	41
現状データ	42
(9) その他文化芸術の振興に関する基本的な事項	
現状と課題	44
施策の方向、具体的な施策	45
主な事業とその内容	46
現状データ	47
7 参考資料	48

1 計画の目的と策定の趣旨

文化芸術は、いつの時代にあっても、人々に楽しさや感動、精神的な安らぎや生きる喜びをもたらし、人生を豊かにするものです。

また多様な文化は人々の創造性や互いを理解、共感する心をはぐくみます。さらに、社会において文化芸術は、豊かで魅力的な地域の個性となり、活力のある新たなコミュニティづくりに貢献します。

釧路市では、将来にわたり市民が子どもの頃から文化芸術に関わることができ、多様な文化芸術の保護、継承及び発展が図られ、新たな文化芸術が創造されるよう制定された「釧路市文化芸術振興基本条例」の趣旨に基づき、「釧路市文化芸術振興計画」を策定し、9つの基本方針を掲げ、文化芸術の振興に関する施策の推進に努めてきました。

社会情勢の急激な変化に伴い、将来に対する不安の増大や、社会全体の活力の低下が懸念されている中において、文化芸術活動は、地域の人と人とを結び付け、地域社会全体を活性化する役割を担うと期待されています。

今後も、雄大な自然・風土に培われた、地域の特徴ある文化芸術活動の土壌が存在しており、今後さらに市民が文化芸術活動に積極的に参画し、喜びや感動、安らぎを感じ、豊かな精神性を育む地域社会を目指した取組が必要です。

本計画は、こうした現状を踏まえ、市民一人ひとりが郷土に誇りと愛着を持ちながら、豊かな社会生活をおくることができるよう、文化芸術に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的に策定しました。

2 計画の位置づけ

この計画は、「釧路市まちづくり基本構想」を具現化するものであり、本市の社会教育行政推進の基本指針である「釧路市社会教育推進計画」を同等の計画に位置付けています。

また、この計画は、「釧路市文化芸術振興基本条例」に則り、文化芸術の振興に関する施策を総合的、計画的に示すものとして位置付けています。

さらに、未来を担う子どもたちの豊かな学びと健やかな成長を願い策定した「釧路市教育推進基本計画」との有機的な連動を図ってまいります。

3 計画の構成と期間

この計画は、釧路市文化芸術振興基本条例第5条第2項各号に掲げる9つの項目を柱に構成し、それぞれの現状と課題を踏まえ、施策の方向、具体的な施策、主な事業等を示しています。

文化芸術の振興にあたっては、今日的意義や社会情勢の変化等を踏まえ、長期的な視野で、重点的・戦略的に取り組む必要がありますが、「釧路市まちづくり基本構想」及び「釧路市社会教育推進計画」との関連性が深いため、これらの計画期間を考慮し、この計画の対象期間を2018（平成30）年度から2022（平成34）年度までの5カ年とします。

計 画 期 間

釧路市総合計画	釧路市まちづくり基本構想
2008～2017年度	2018～2027年度

釧路市教育推進基本計画		
2013～2017年度	2018～2022年度	2023～2027年度

釧路市社会教育推進計画		
2013～2017年度	2018～2022年度	2023～2027年度

★釧路市文化芸術振興計画		
2015～2017年度	2018～2022年度	2023～2027年度

4 施策の体系

基本方針		施策の方向
釧路市文化芸術振興基本条例第5条第2項に掲げる9項目	(1) 文化芸術の鑑賞又は参加の機会の充実	① 鑑賞機会の充実 ② 活動・参加のための場の充実 ③ 関係機関との連携と文化芸術活動への支援
	(2) 地域の特性を反映した文化芸術の発展	① 地域の文化遺産の保存・継承 ② 特色ある文化芸術の創造と発信
	(3) 文化財の保存、活用及び継承	① 文化財の保護と調査・研究 ② 文化財に親しみを持ち、守り続ける意識の育成
	(4) アイヌ文化の保存、継承及び発展	① アイヌ文化伝承のための支援 ② アイヌ文化にふれる機会や学習活動の充実
	(5) 子どもが行う文化芸術活動の充実	① 鑑賞・活動・体験機会の充実 ② 文化芸術活動への支援
	(6) 文化芸術を担う人材の育成	① 多様な活動や支援を行う人材の発掘・育成 ② 人材育成のための支援と顕彰
	(7) 文化芸術に係る環境の整備及び充実	① 施設の整備充実 ② 施設の利用の促進
	(8) 文化芸術に係る情報の発信及び交流の促進	① 文化芸術に関する情報提供の充実 ② 交流によるネットワークの形成
	(9) その他文化芸術の振興に関する基本的な事項	① 釧路独特の食文化の保存と継承 ② 文化芸術による地域の振興 ③ 観光客や長期滞在者への文化芸術の情報・機会の提供

5 文化芸術に関する実態調査結果（平成29年度実施）

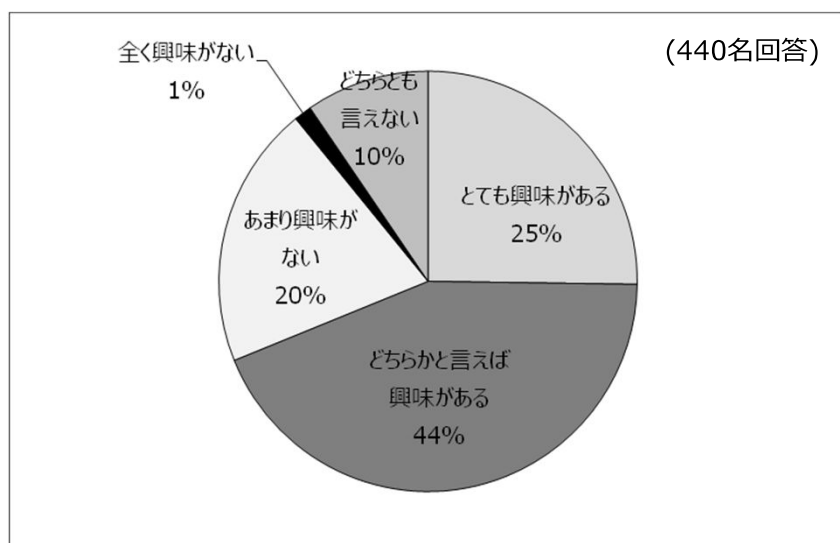
市民の文化芸術に対する意識や活動等の実態を把握するため、釧路市生涯学習センター「まなぼとと幣舞」、「釧路市交流プラザさいわい」「湿原の風アリーナ釧路」を利用された市民を対象にアンケート調査をおこないました。

また、成人式会場において新成人への調査と子ども（市内全小中学校の小3・小5・中2の児童生徒）向けの調査をそれぞれ行いました。

成人の意識調査結果

■ あなたは文化芸術活動に興味がありますか？

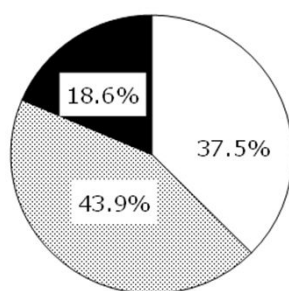
（20歳代～90歳代男女の回答）



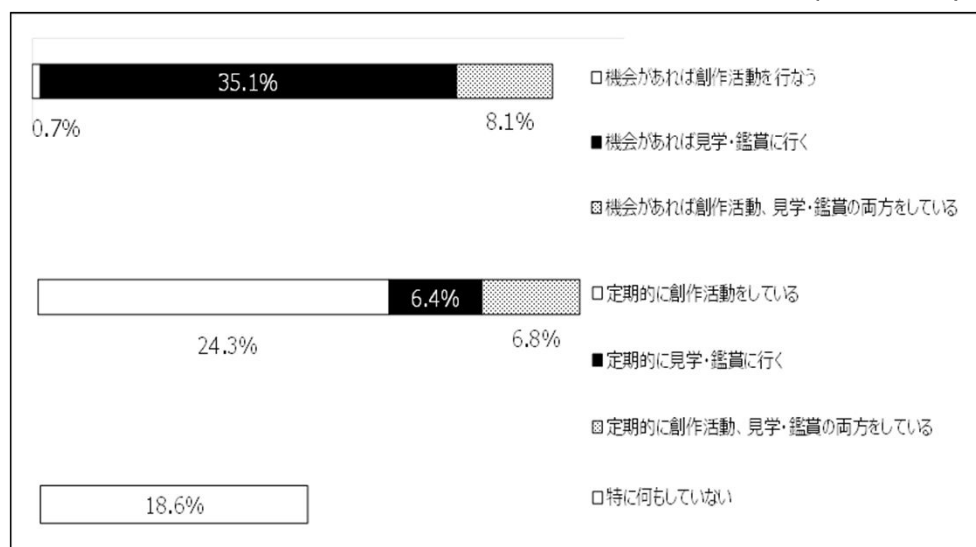
文化芸術活動に対し、約70%の人が「興味がある」「どちらかと言えば興味がある」と回答しており、多くの市民が文化芸術活動に興味関心を示していることがわかります。

■ あなたの文化芸術活動の取組状況を教えてください。

（296件回答）



- ☐ 定期的な創作活動、見学・鑑賞をしている
- ☒ 機会があれば創作活動、見学・鑑賞をしている
- ☐ 特に何もしていない



定期的な創作活動、見学・鑑賞をしている人が全体の41.3%、機会があれば創作活動、見学・鑑賞をしている人が全体の46.6%、特に何もしていない人が全体の12.1%です。

定期的な活動(創作、見学・鑑賞)をしているのは女性が多く、男女比1.5:8.5でした。また、活動をしている人は男女ともに60～70歳代が多いこともわかりました。

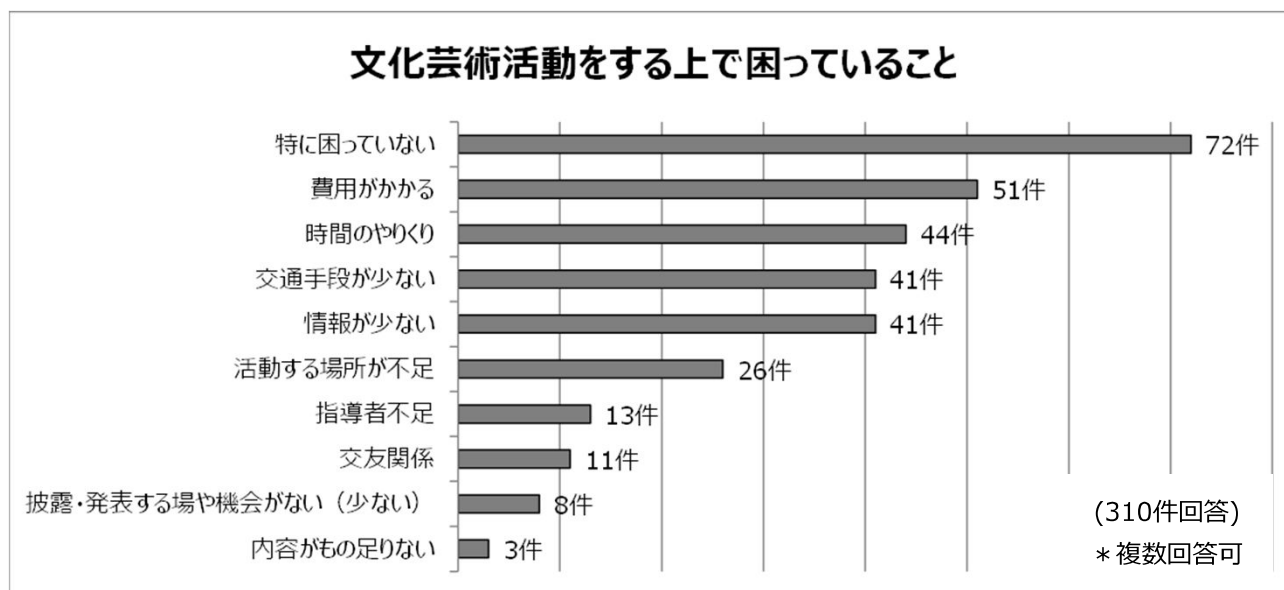
■ あなたが文化芸術活動をしていない理由は何ですか？



文化芸術活動を特にしていない人にその理由を聞きました。

「やりたいけど時間がない」「家事や仕事が忙しい」という理由の他に、「自分にはできなさそう」「どこで何をしているのかわからない」「スポーツ活動・観戦の方が好き」の理由が上位を占めました。

■ 文化芸術活動をする上で困っていることは何ですか？



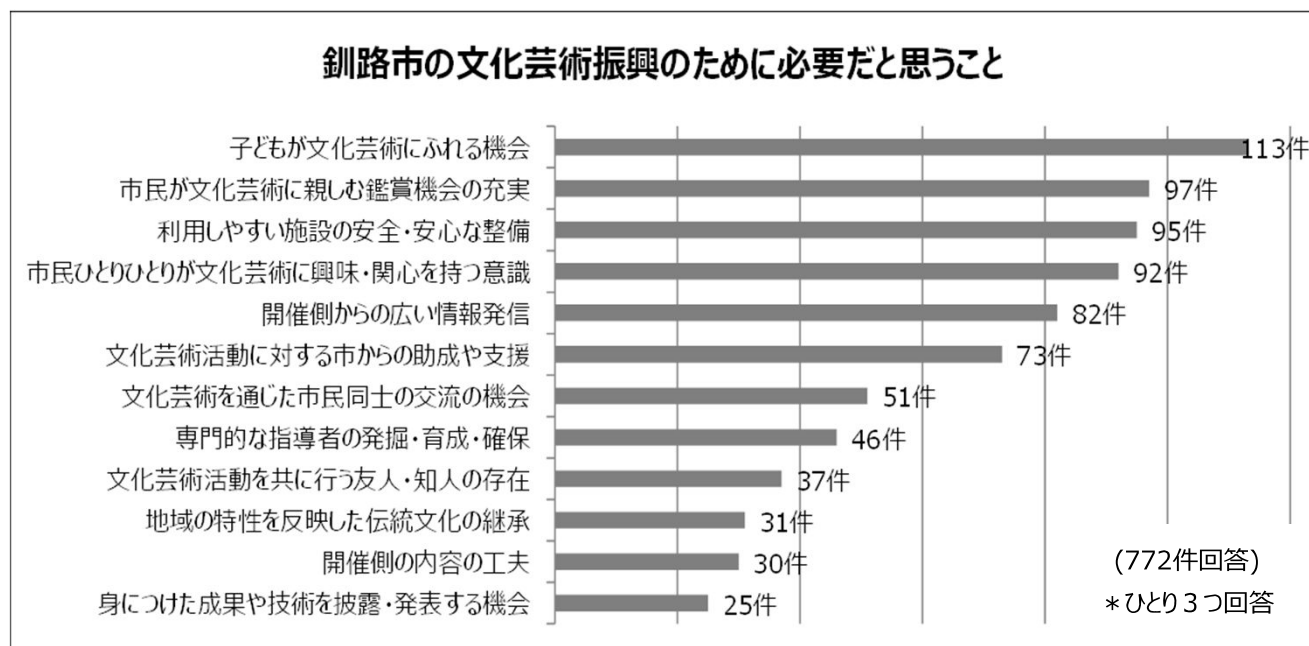
「文化芸術活動をする上で困っていること」について、310件の回答をいただきました。

全体の2割強の人は「特に困っていない」のですが、費用に関すること、時間のやりくりや交通手段、情報が少なことが上位を占めました。他にも「活動場所の不足」があげられています。

～文化芸術活動～

音楽、美術（絵画や工芸他）、演劇、伝統芸能（能や太鼓他）、文学、写真、舞踊、華道、茶道、書道、囲碁等のほか、手芸等のものづくりや料理を習いに行くことなど、趣味の範囲で行う活動も含まれます。活動（＝創作活動）するだけでなく、見学や鑑賞することも当てはまります。

■ 釧路市の文化芸術振興のために必要だと思うことは何ですか？



「釧路市の文化振興のために必要だと思うこと」について、772件の回答をいただきました。

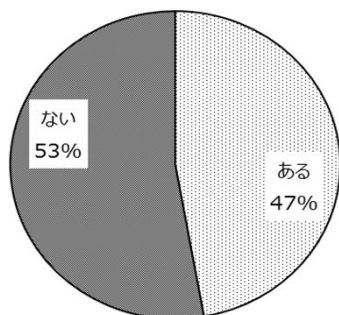
「子どもが文化芸術にふれる機会」「市民が文化芸術に親しむ鑑賞機会の充実」「利用しやすい施設の安全・安心な整備」が上位を占めました。

件数に差はありますが、釧路市の文化芸術振興のためにはこれらの項目全てが重要であり、様々な施策のもと、市民との協働体制を構築し進めていくことが大切です。

※成人のうち若い世代の意識調査結果

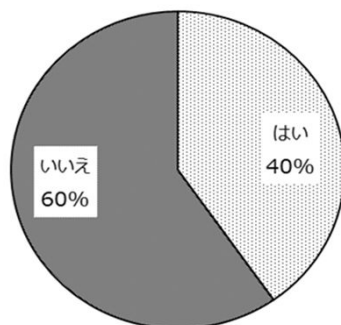
(20歳男女144名が回答)

■ あなたは文化芸術活動に興味がありますか？



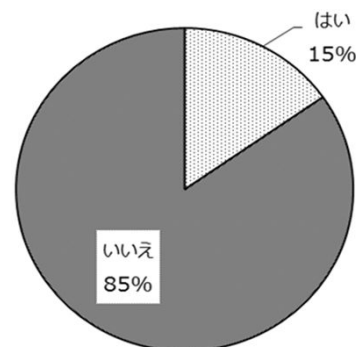
文化芸術活動に興味がある人は47%、ない人は53%という数字となりました。

■ 1年間で、音楽・演劇・美術作品等の芸術鑑賞・見学をしましたか？



1年間で40%の人が芸術鑑賞・見学をしたが、60%の人はしていないことがわかりました。

■ あなた自身、文化芸術活動をしていますか？



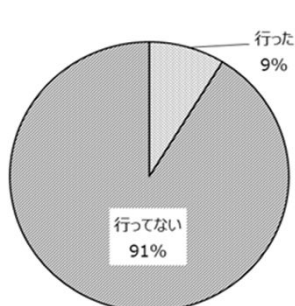
現在、文化芸術活動をしている人は15%しかいませんでした。

若年層対象のアンケート調査から、文化芸術活動に興味を持つ人が約47%、音楽・演劇・美術作品等の鑑賞・見学をした人が約40%と前回調査より関心は高まっているようですが、実際に文化芸術活動をしている人の割合が全体の15%しかいないことがわかりました。

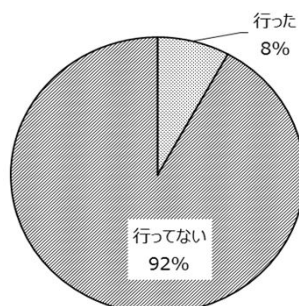
子どもの意識調査結果

釧路市内全小中学校小3、小5、中2の児童生徒対象
(小3：1,185名、小5：1,219名、中2：1,238名)

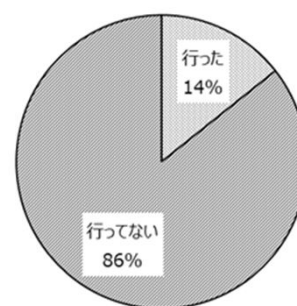
■ この一年間で、学校の授業や行事以外で、絵や彫刻などの作品を見に行きましたか？



小3



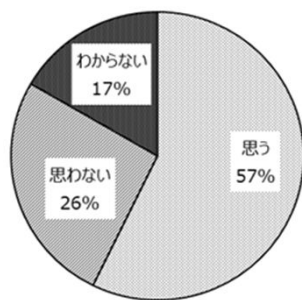
小5



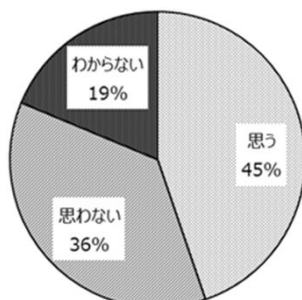
中2

学校の授業や行事以外での絵画や彫刻などの鑑賞について、小3は8%、小5は9%、中学生は14%しか鑑賞していません。

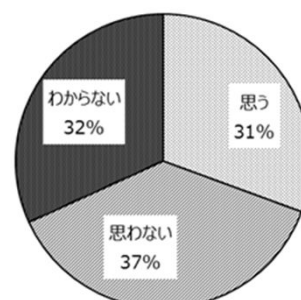
■ あなたはこれから、絵や彫刻などの作品を見るチャンスがあれば行きたいと思いますか？



小3



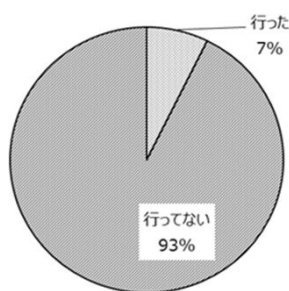
小5



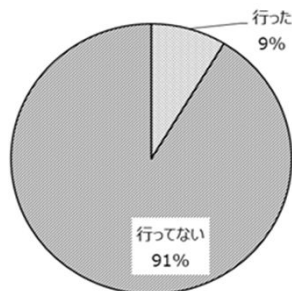
中2

絵画や彫刻などを鑑賞する機会があれば行きたいと思う児童生徒は、小3が約60%ですが、小5は約45%、中2は約30%と、学年が進むにつれて減少しているのがわかります。

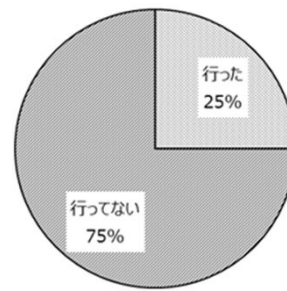
■ この一年間で、学校の授業や行事以外で、コンサートやミュージカル、バレエ、演劇などを見に行きましたか？



小3



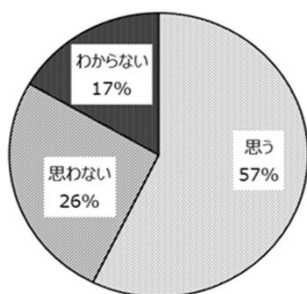
小5



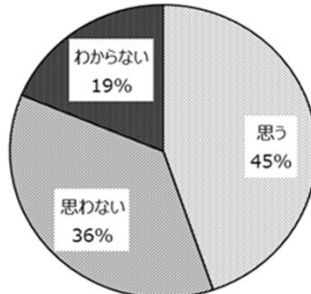
中2

学校の授業や行事以外で、コンサート、ミュージカル、バレエ、演劇などを鑑賞した児童生徒は、小3、小5は10%以下、中2は25%にとどまっています。

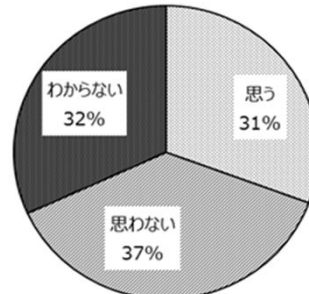
■ あなたはこれから、コンサートやミュージカル、バレエや演劇などを見るチャンスがあれば行きたいと思いますか？



小3



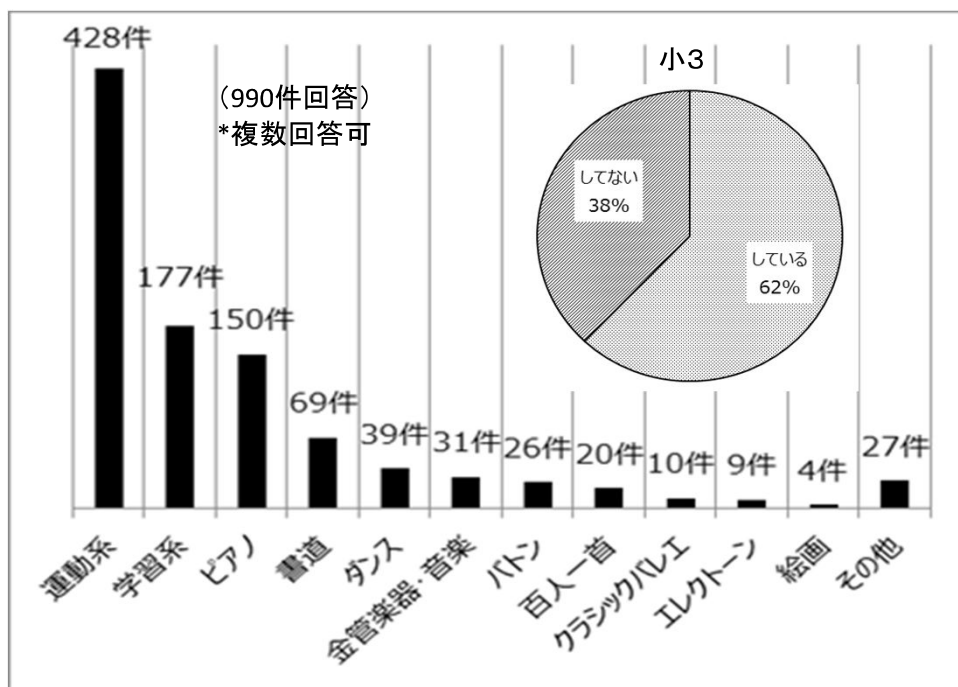
小5



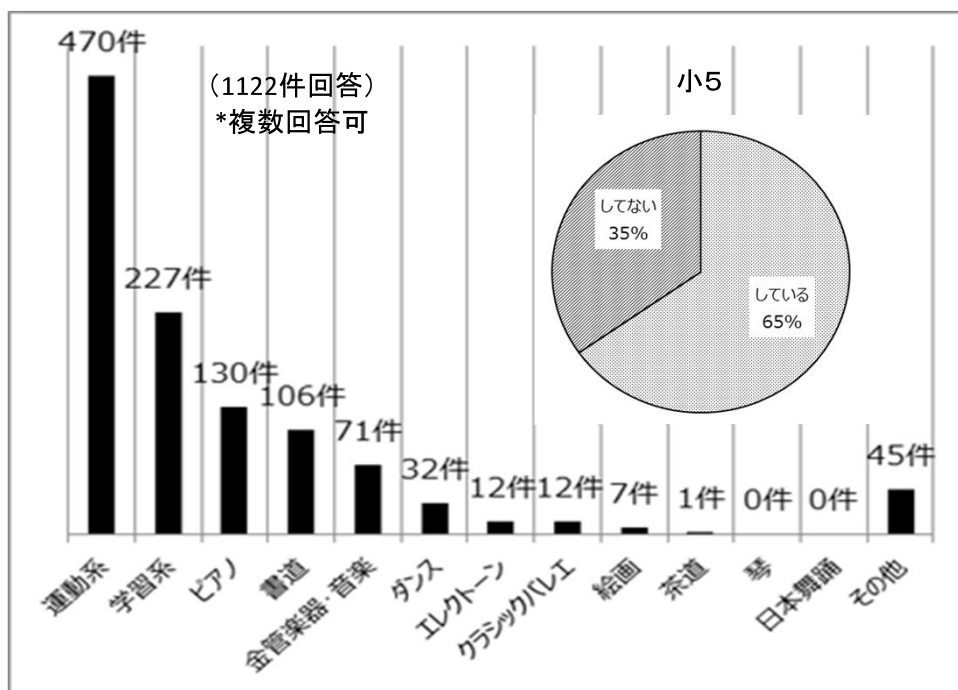
中2

コンサート、ミュージカル、バレエ、演劇などの鑑賞について、小3、小5、中2と学年が上がるごとに関心が下がる傾向にあります。

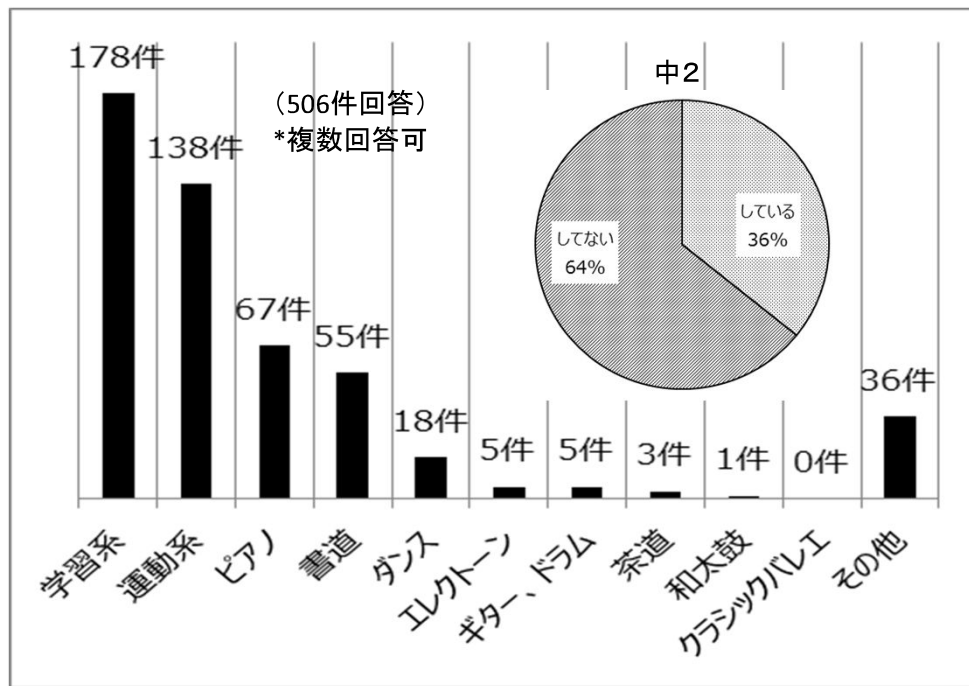
■ あなたは習いごとをしていますか？



小3の児童は、運動系の習いごとが最も多く、全体の約60%を占めます。次に、学習塾、英会話、そろばん等の学習系、そしてピアノ、書道と続きます。「その他」は、茶道、三味線、和太鼓、よさこい等がありました。

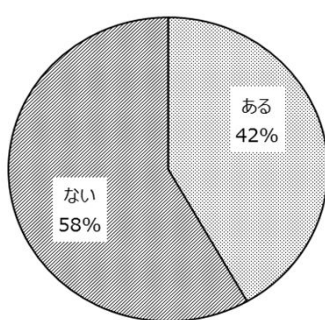


小5の児童は、運動系の習いごとが最も多く、全体の約50%近くを占めます。次に、学習塾、英会話、そろばん等の学習系、そしてピアノ、書道と続きます。「その他」は、かさ踊り、和太鼓、華道等がありました。

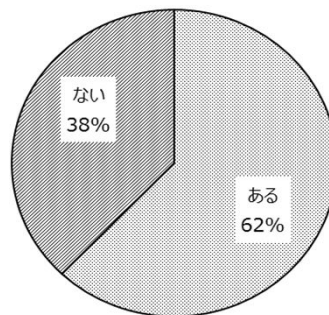


中2の生徒は、学習塾、英会話、そろばん等の学習系の習いごとが多く、全体の約35%を占めます。次に運動系、そしてピアノ、書道と続きます。「その他」には、三味線、箏(こと)、日本舞踊、かさ踊り等がありました。

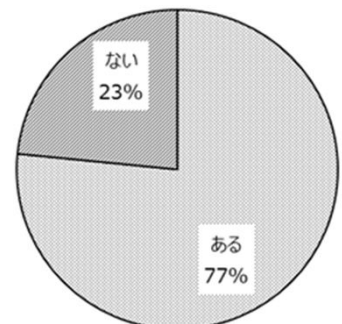
■ あなたは「文化財」という言葉を聞いたことがありますか？



小3



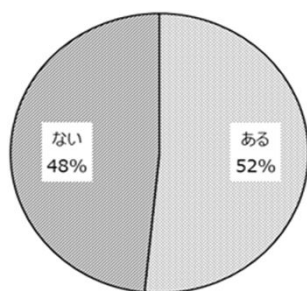
小5



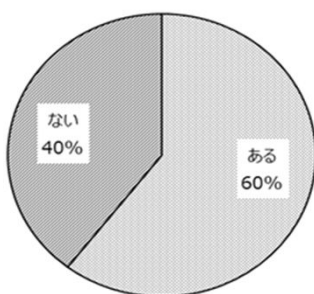
中2

「文化財」という言葉を聞いたことがある児童生徒は、学年が進むにつれて増加はしており、中学生では全体の約8割近くに認知されています。

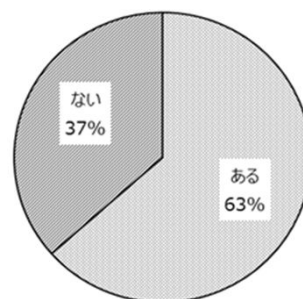
■ あなたは今まで、学校の授業や行事以外で博物館に行ったことがありますか？



小3

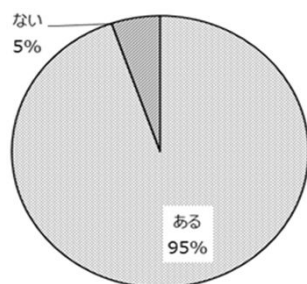


小5

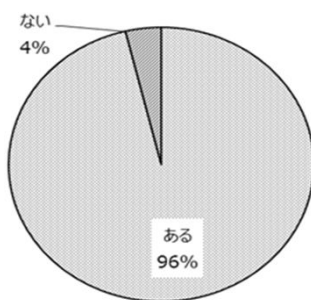


中2

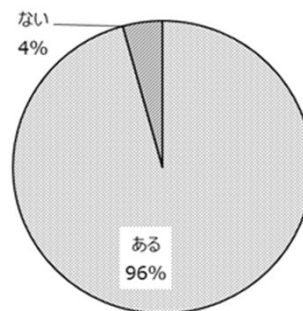
■ あなたは今まで、学校の授業や行事以外で動物園に行ったことがありますか？



小3



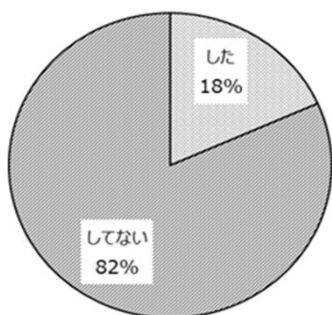
小5



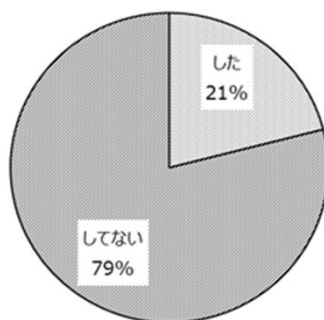
中2

学校の授業や行事以外で、今まで博物館へ行ったことがある児童生徒は約5～6割に対し、動物園へ行ったことのある児童生徒は95%以上という数字でした。

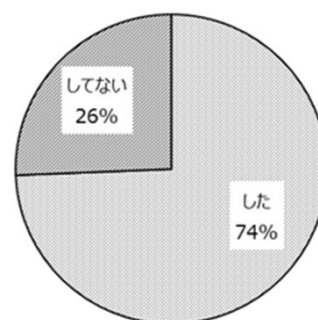
■ この一年間で、盆踊りやお祭りなど、家の近くでおこなっている行事やイベントに参加しましたか？



小3



小5



中2

近年、住んでいる地域によっては、盆踊りやお祭りなどの町内会行事やイベントが減少傾向にあり、それに伴い、小学生の参加の機会そのものが減っていることが原因の1つと考えられます。中学生になると、友人との活動範囲も広がり、港まつり等にも参加する機会も増えることから、7割以上の参加になったと考えられます。

6 計画の内容

(1) 文化芸術の鑑賞又は参加の機会の充実

現状と課題

文化芸術は、人々の創造性を豊かにし、生活にゆとりと潤いをもたらす、豊かな人間関係を育むものであるだけでなく、地域の振興に寄与し、活力のあるまちづくりに結びつくものです。

本市には、釧路市生涯学習センター「まなぼと幣舞」や釧路市民文化会館をはじめ、阿寒町公民館、音別町文化会館等、文化芸術活動の拠点施設があり、優れた文化芸術の鑑賞や、市民が日ごろ行っている文化芸術活動の成果発表等が行われています。

また、美術鑑賞の中核施設である釧路市立美術館や北海道立釧路芸術館では、国内外の優れた美術品を紹介する特別展や所蔵作品を紹介する所蔵作品展等、年間を通じて誰もが興味関心を持てる展覧会を開催しているほか、施設相互連携による多彩な展覧会を開催しております。

さらに、釧路市立博物館や釧路市中央図書館、釧路文学館においては、文化的・歴史的価値のある貴重な資料が数多く保管されており、それらを題材とした企画展や学習会等のイベントが行われています。

しかしながら、各種コンサートや展覧会等の鑑賞、文化芸術に関する体験活動や学習会等への参加は未だ十分とは言えません。特に若年層の参加が少ないなど、参加者の年齢層に偏りが生じている課題もあります。

そのため、市民ニーズに添った多種多様な文化芸術の鑑賞機会の提供とともに、市民が日々の暮らしの中で身近に文化芸術に触れる機会を充実させる必要があります。

また、年齢や障がいのあるなしにかかわらず、誰もが気軽に参加できる体制づくりが必要です。

さらに、市民が主体的に文化芸術活動に取り組み、本市の文化芸術の振興が図られるよう関係機関と連携を図るとともに、活動に対する支援を継続して行う必要があります。

施策の方向

具体的な施策

① 鑑賞機会の充実

ア 文化会館や美術館等で、音楽や美術作品等、国内外の優れた文化芸術の鑑賞機会を提供します。

イ 地元作家の文化芸術作品や、文化的・歴史的価値のある所蔵資料等の鑑賞機会を提供します。

② 活動・参加のための場と機会の充実

ア 生涯学習センターや交流プラザさいわい等、市民の日ごろの練習や活動成果の発表、参加できる場を提供します。

イ 学校やコミュニティ施設等、身近な場で誰もが気軽に文化芸術にふれる機会を提供します。

ウ 年齢や障がいのあるなしにかかわらず、誰もが気軽に文化芸術にふれる機会を提供します。

③ 関係機関との連携と文化芸術活動への支援

ア 多様な芸術作品にふれられるよう道立釧路芸術館への支援等、関係機関との有機的な連携を図ります。

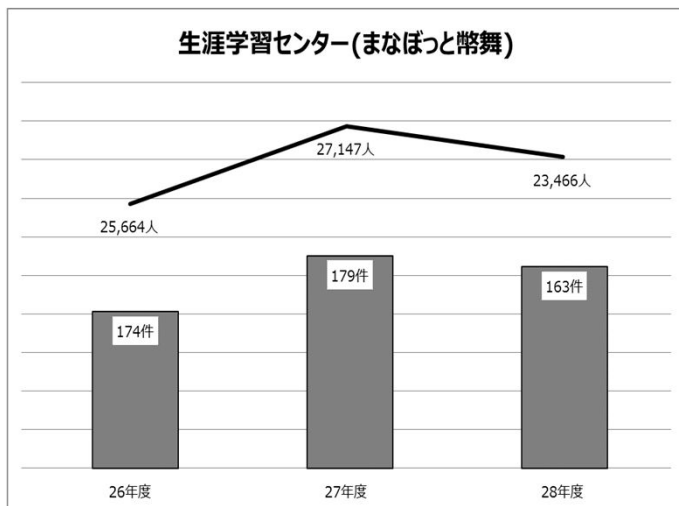
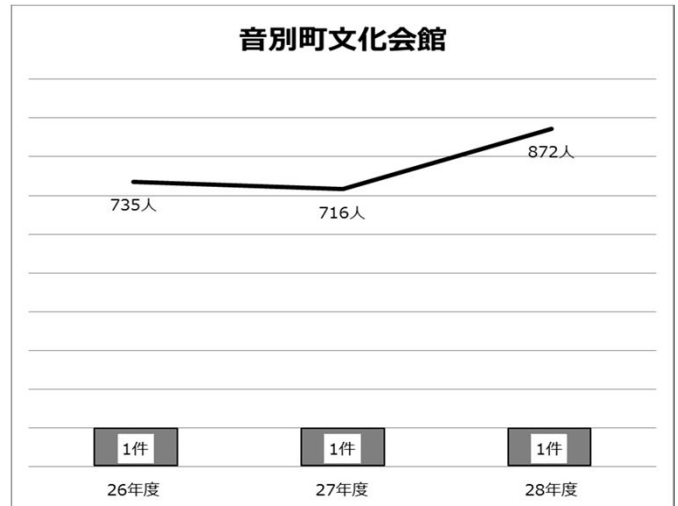
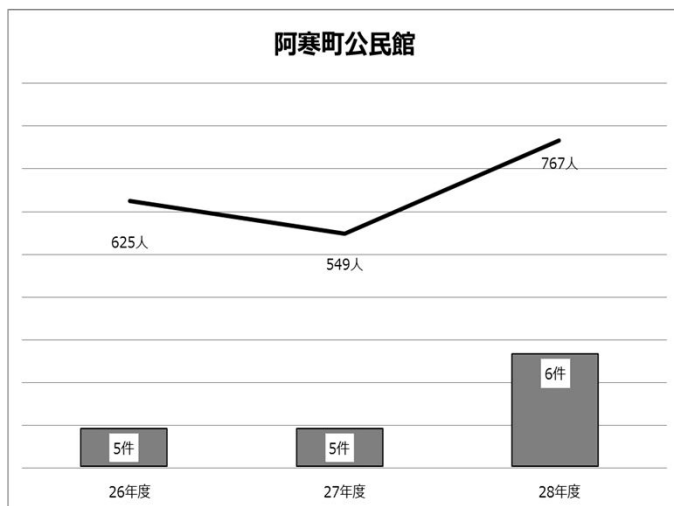
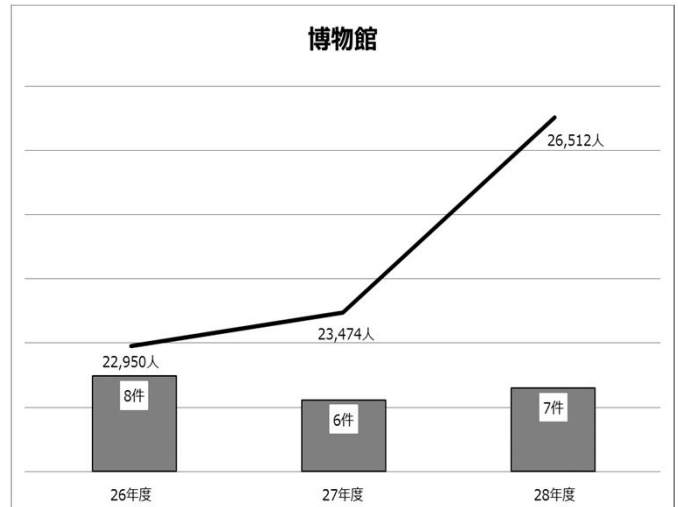
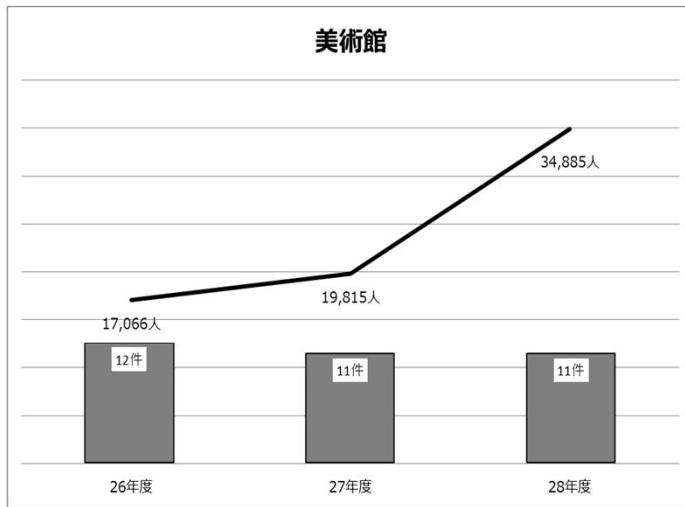
イ 文化芸術団体等の自主的な活動に対し、継続して支援を行います。

主な事業とその内容

施策 の 方向	事業名	主管課等	事業の内容
①	特別展	美術館	国内外の優れた芸術作品に触れる機会として、市立美術館において特別展を開催します。
	所蔵作品展（グラ・コレ、プチ・コレ）	美術館	市立美術館が所蔵している芸術作品を鑑賞していただくため、グラ・コレ、プチ・コレと称した所蔵作品展を開催します。
	芸術鑑賞事業	文化会館等	札幌交響楽団をはじめ、国内外の優れた文化芸術公演を招聘し、市民に鑑賞機会を提供します。
②	巡回展「移動博物館」	博物館	博物館の所蔵資料を中心に、学校やコミュニティセンター等で展示を行います。
	展覧会事業	各文化施設	社会教育施設で定期的に活動するサークル等に対して、活動成果の発表機会を提供します。
	発表機会提供事業	各文化施設	地元文化団体の自主発表機会を積極的に推し進めることにより、地域文化の底辺の拡大と振興が図られ、より一層の文化の活性化を促進します。
	生涯学習フェスティバル	生涯学習センター	体験講座、発表会、学習会等、日頃の活動成果を発表するとともに、参加者同士の交流を深めネットワークを広めます。
	釧路市芸術祭・阿寒町総合芸術祭・音別町総合芸術祭	各文化施設	地域の文化芸術団体・個人の作品の展示やステージ発表等、日頃の活動成果を発表するとともに、参加者同士の交流を深めネットワークを広めます。
	釧路市障がい者芸術作品展	障がい福祉課	釧路地域の障がい者の芸術作品を展示し、障がい者の芸術活動の啓発、自立、社会参加を促進します。
③	文化振興助成	生涯学習課	文化の振興に資する文化芸術事業に対し、事業費等の一部を助成します。
	道立釧路芸術館開催特別展への助成	生涯学習課	市民文化の振興を図るため、文化芸術に関する事業に対し、事業費の一部を助成します。
	釧路市文化団体連絡協議会への支援	生涯学習課	文化芸術の振興のため、釧路市文化団体連絡協議会及び阿寒・音別支部への支援を行います。

現状データ

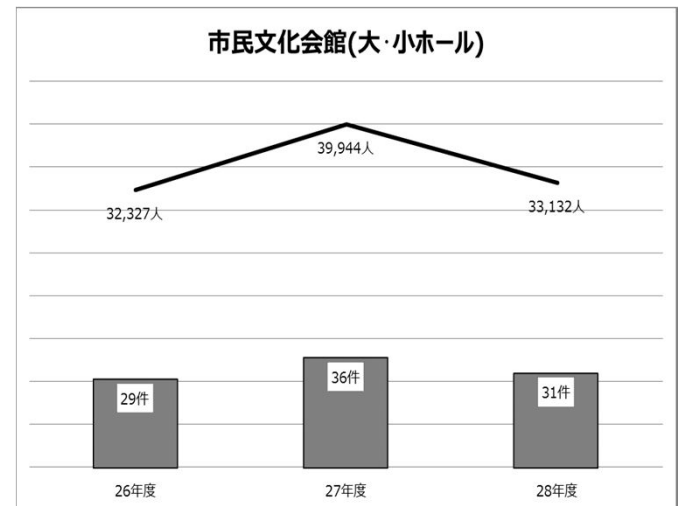
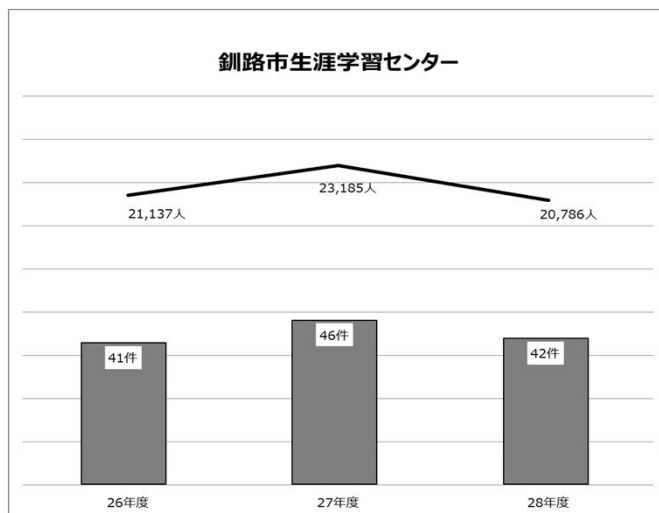
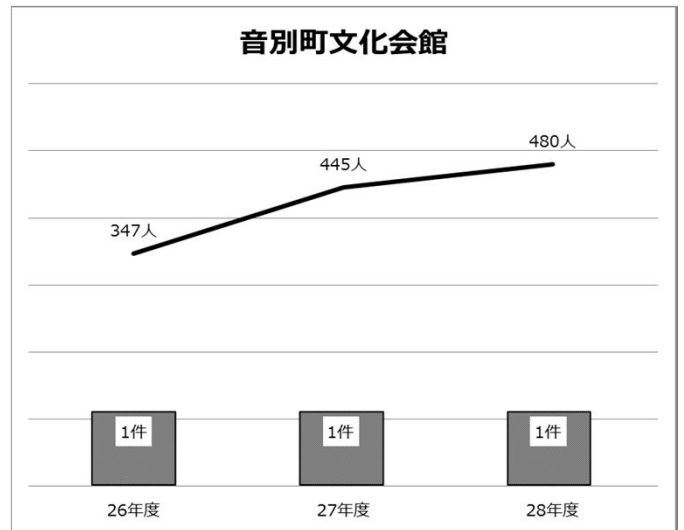
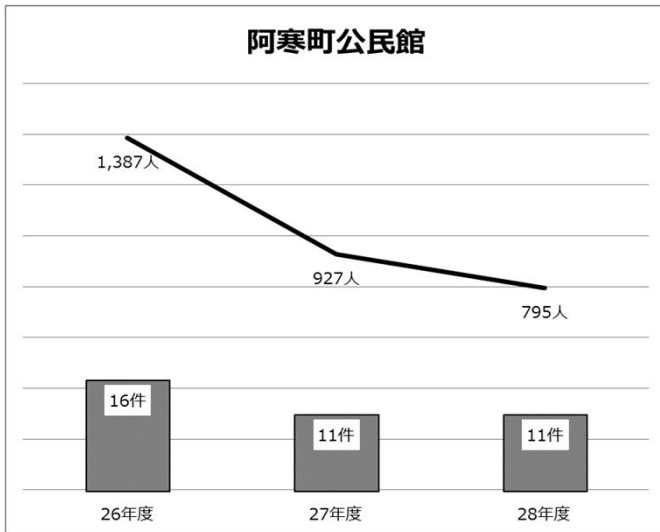
■ 展覧会、展示作品の鑑賞機会の件数と鑑賞者数



各施設における展示作品の鑑賞機会とその鑑賞者数のグラフです。

展示する内容や開催期間等に影響されます。また、音別町文化会館では、件数自体は少ない中でも、展示方法を工夫し観覧者数を増加させるなどの取組がみられます。

■ 演劇、コンサート等の芸術作品の鑑賞機会の件数と鑑賞者数



演劇、コンサート等の芸術作品の件数と鑑賞者数および参加者数です。

阿寒町公民館においては、芸術祭及び市民が中心となって運営する「ロビーコンサート」の鑑賞者数の減少が見られます。

また、音別町文化会館では、「総合文化祭」開催において、中学生の吹奏楽、個人の楽器演奏等を取り入れるなど、事業展開に工夫をし、鑑賞者数が伸びています。

(2) 地域の特性を反映した文化芸術の発展

現状と課題

本市は、豊かで広大な自然が身近にあり、豊富な資源からさまざまな産業が生まれ、同時に幾多の文化芸術活動が生まれてきました。

特に、「阿寒摩周」と「釧路湿原」の二つの国立公園をはじめとする雄大な自然が地域の文化形成に大きな影響を与え、特色ある文化活動がはぐまれてきました。

私たちの周りには、地域の特性を反映した多彩な郷土芸能や伝統行事や、水産、炭鉱、紙パルプといった本市の基幹産業の発展によって生み出された多彩な文化活動があり、これらは地域を活性化させる市民の共通の財産として現在も引き継がれています。

加えて、港町である本市は、多くの国や地域との交流が図られてきた経過があり、多様な文化を受け入れる釧路特有の風土が根付き、地方ならではの独自性のある文化芸術をはぐくんできました。

しかしながら、地域の特性を反映した文化芸術を発展させるためには、地域に根ざした自主的でより活発な文化芸術活動が行われる必要があります。

そのため、将来に向けて守り続けなければならない地域の多様な文化芸術活動については、多くの市民に存在を発信し、保存・継承につなげる必要があります。

また、平成29年度に設置した釧路文学館において、釧路地方の文学活動に関連する資料を収集保存し、市民が文学に触れる機会の拡充を図るとともに、新たな文学活動を展開していきます。

施策の方向

① 地域の文化遺産の保存・継承

② 特色ある文化芸術の発信と支援

具体的な施策

ア 広報活動や事業等を通じ、地域にある文化遺産の存在を多くの市民に知ってもらう取組を行います。

イ 地域にある貴重な文化遺産を後世に引き継いでいくため、保存・継承のための活動を支援します。

ア 釧路・阿寒・音別地区それぞれに伝えられてきた地域の郷土芸能等の交流により、ネットワークの構築と相互の活動の活性化を図ります。

イ 地元作家等による歴史や風土を活かした特色ある文化芸術作品が数多く生み出せるよう、活動の支援や環境の整備を行います。

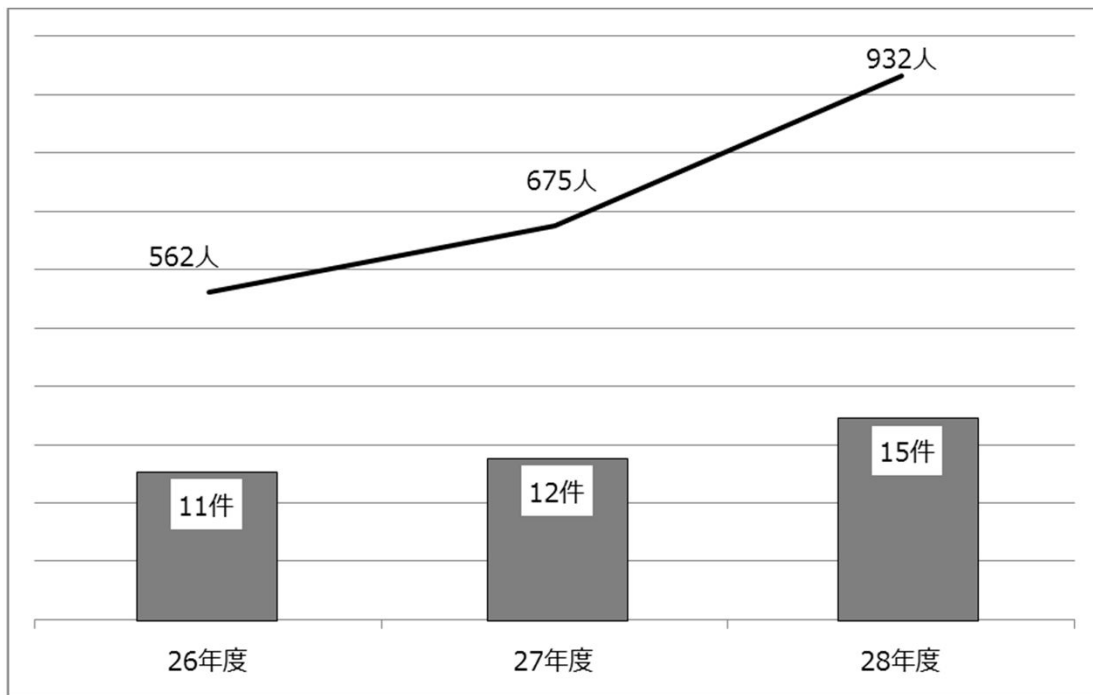
ウ 本市で生まれ育った特色ある文化芸術を、ホームページ等で広く発信し、道東の文化拠点都市としての名を高める取組を行います。

主な事業とその内容

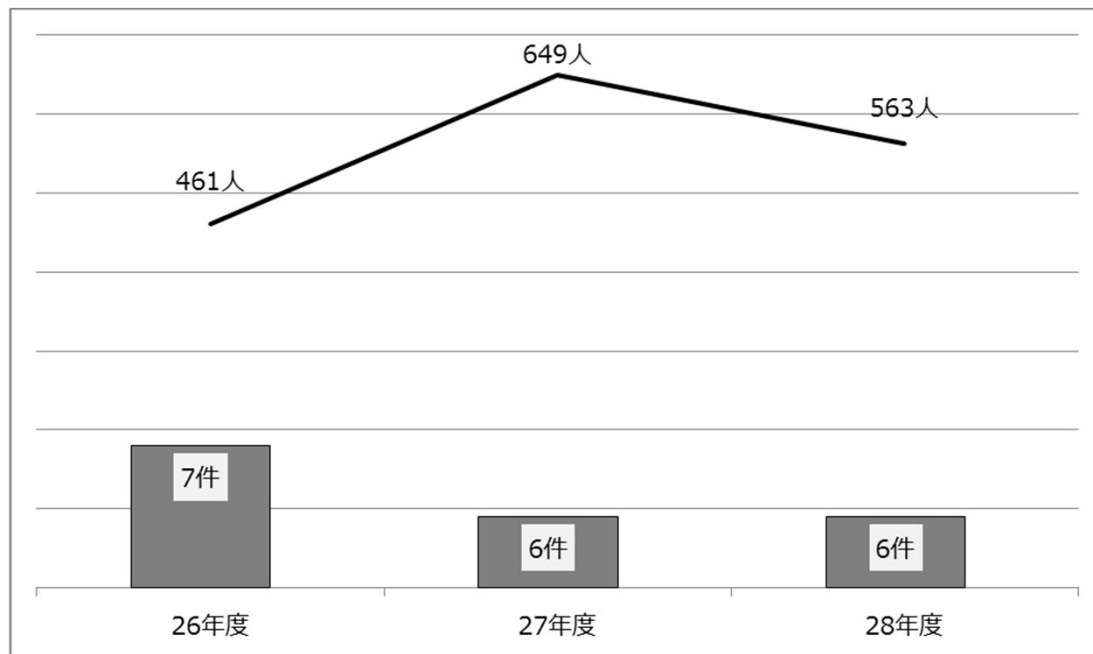
施策 の 方向	事業名	主管課等	事業の内容
①	郷土芸能保存活動への支援	生涯学習課	鳥取きりん獅子舞や鳥取かさ踊り等、郷土芸能の保存活動を支援します。
	郷土資料の保存	図書館	釧路市の貴重な歴史資料の保存・展示を行います。
	各種講座・講演会	博物館	地域の自然や歴史に関わる情報を広く提供するため、「学芸員トーク」等の各種講座・講演会を行います。
	常設展	博物館	生活や産業、文化等の歴史をふりかえることができる資料を展示するとともに、展示の充実を図ります。
	特別展・企画展	博物館	自然や歴史に関わるさまざまなテーマを扱った展示を行います。
	郷土講座	図書館	講座を通じ、地域の歴史や文化の情報を次世代に伝えます。
	所蔵資料展	阿寒生涯学習課	衣食住、教育、農林業等の郷土資料を一般公開します。
	郷土資料所蔵室事業	阿寒生涯学習課	衣食住、教育、農林業等、阿寒の貴重な資料を小学校郷土学習や公民館ロビーで公開します。
	郷土資料展示室の開放	音別生涯学習課	音別地域の生活や産業・文化の歴史をふりかえることのできる資料・出土品等を展示します。
②	文学作品展示	釧路文学館	地元にゆかりのある人物や歴史に焦点を当てた文学作品を公開します。
	郷土芸能の保存・継承（釧路地区）	生涯学習課	郷土芸能保存会等への活動の助成や、活動発表等のための場の提供を行います。
	郷土芸能の保存・伝承（阿寒地区）	阿寒生涯学習課	丹頂ほろろん会等、阿寒町の郷土芸能を保存・伝承するため、活動に対し支援を行います。
	音別町郷土芸能保存会活動への支援	音別生涯学習課	音別町の郷土芸能を保存・伝承するため、活動費の助成や発表の場の提供等、支援を行います。

現状データ

■ 各種講座・学習会・講演会の件数と参加者数(博物館)



■ 各種体験教室・体験講座の件数と参加者数(博物館)



博物館では、地域の自然や歴史に関わる内容の「学芸員トーク」等の講座や講演会、体験教室、体験講座を実施しています。博物館主催の事業以外においても、市民からのニーズが多く、外部から依頼されることもあります。

■ 釧路の風土ではぐくんできた日本の伝統芸能・郷土芸能



和太鼓（北海道くしろ蝦夷太鼓保存会）



釧路鳥取りりん獅子舞

能「羽衣」より
(釧路宝生会)



釧路市には、釧路の風土ではぐくんできた日本の伝統芸能「能楽」「日本舞踊」「箏曲」等のほか、和太鼓、鳥取りりん獅子舞、丹頂鶴音頭、音別落まつり音頭等の郷土芸能など、多くの文化遺産があります。

(3) 文化財の保存、活用及び継承

現状と課題

文化財とは、長い歴史の中で、人と密接に関わりあいながら、文化によって生み出されたものであり、私たちは未来へ継承していく責任があります。

本市の文化財は、地域特有の自然や風土、社会や生活の営みを反映して伝承されてきたものであり、市民が本市の歴史や文化の軌跡を正しく理解する上で、欠かすことのできない貴重な財産として、保護・保存、活用されてきました。

多種多様な有形・無形文化財や記念物等がある中で、国指定特別天然記念物「タンチョウ」「阿寒湖のマリモ」は、地域の自然を理解する上で貴重なものとして調査・研究を行っています。

また、国指定史跡「北斗遺跡」や重要無形民俗文化財「アイヌ古式舞踊」等は、本市の歴史と文化をひも解くものとして、その保存・継承と活用を図っています。

さらに、昔の暮らしを知るための手掛かりとなる貴重な歴史的な地域資料については、デジタルデータ化などにより永続的な保存に取り組むとともに、埋蔵文化財や、将来市の指定文化財になりうる多くの文化遺産についても、その保存・継承に努めています。

しかしながら、貴重な文化財や地域資料等は保存されるだけでなく、活用されることが重要で、まだまだ市民がその存在を認識し、愛護や保護をする意識が高まっているとは言えない状況です。

そのため、本市の新たな文化創造の礎である民俗芸能等の文化財について、多くの市民がその存在を知り、親しみと守り続ける意識の向上に努める必要があります。

また、文化財の特性や実態に応じた計画的な保存の推進や、文化財を活用した継続的な学習活動に取り組む必要があります。

さらに、本市にとって特に文化的価値の高い有形無形文化財については、釧路市指定文化財に指定をするなど、

施策の方向

① 文化財の保護と調査・研究

② 文化財に親しみを持ち、守り続ける意識の育成

具体的な施策

ア 次世代に継承しなければならない貴重な文化財や歴史的資料の保護・保全を図ります。

イ 文化財となっている希少動物の保護・増殖や、野生復帰を進めるための調査・研究を行い、その成果を公表し情報を発信します。

ウ 歴史的価値の高い文化遺産については、市指定文化財に指定し、恒久的な保護・保全を行います。

ア 「阿寒湖のマリモ」や「北斗遺跡」等の文化財を活用した活動への参加促進と、愛護・保護のための啓発活動を推進します。

イ 地域や学校において、文化財に関する学習機会を充実させるなど、文化財に対し興味・関心が高まる取組を行います。

主な事業とその内容

施策の方向	事業名	主管課等	事業の内容
①	文化財マップのHP公開	生涯学習課	文化財に関する資料をまとめ、わかりやすいマップを作成・公開することで、市民が文化財に対する理解を深めるきっかけとします。
	指定文化財の審議	生涯学習課	釧路市文化財保護審議会において、釧路市の文化財の現状をふまえ、新たな指定文化財について適宜検討を行います。
	タンチョウ生息域外保全事業	動物園	北海道系タンチョウを繁殖貸与している北海道内の動物園や台北市立動物園と協力して、野生復帰できない個体を活用しながら複数の繁殖つがいの形成に取り組むとともに、遺伝的にも健全な飼育集団の創設を図ります。
	野生タンチョウにおける感染症に関する調査事業	動物園	収容された野生タンチョウの死体標本を大学等の研究機関と共同で調べ、本種の感染症の現状を把握します。
	NPO法人「タンチョウ保護グループ」との協働調査・啓発活動	動物園	野生復帰できる個体に足環等の標識を付け、放鳥後の個体生存状況、縄張り形成過程を調べ、得られた結果をもとに地域に根ざした環境保全活動を行ないます。
	タンチョウの保護・調査研究事業	動物園	タンチョウ保護のため、越冬状況を把握すると共に、タンチョウが安心して冬を過ごすことができるようにねぐら環境を監視します。
	傷病タンチョウの保護・収容事業	動物園	保護収容個体の治療と野生復帰を行うと共に、死亡原因の追究とその対策に有用な情報を蓄積します。
	希少鳥類の保護・増殖事業	動物園	タンチョウ、シマフクロウ、オオワシ、オジロワシ等の希少鳥類の増殖と、そのための技術の開発及び保護思想の涵養のための情報発信を行ないます。
	シマフクロウ生息域外保全事業	動物園	シマフクロウを貸与している北海道内の動物園や環境省と協力して、繁殖つがいの形成に取り組むとともに、遺伝的にも健全な飼育集団の創設を図ります。
	キタサンショウウオの保護・調査研究事業	博物館	市の指定天然記念物「キタサンショウウオ」の生息状況を把握するとともに、企画展等を通じて保護に向けた情報を発信します。
	春採湖ヒブナの保護・調査研究事業	博物館	国の指定天然記念物「春採湖ヒブナ生息地」の保護に向け、産卵場所の確保、生息状況等の調査を行います。
	史跡の保護・整備	埋蔵文化財調査センター（博物館）	関係団体と協働して、史跡の維持管理を行うとともに、活用施設の整備を行います。
②	マリモの保護・調査研究事業	阿寒生涯学習課	「マリモ保護管理計画」に基づいて、阿寒湖のマリモの盗採防止や定期巡視等の保護活動を行うほか、調査・研究並びに教育普及活動を行います。
	文化財マップの活用	生涯学習課	小中学生にとってもわかりやすく、活用しやすい文化財マップを提供します。
	史跡の活用	埋蔵文化財調査センター（博物館）	関係団体と協働して、史跡探訪会・竪穴まつりなど史跡を活用した普及・啓発事業を行います。
	埋蔵文化財の活用	埋蔵文化財調査センター（博物館）	関係団体と協働して、遺跡探訪会・まちなか企画展・各種体験教室など埋蔵文化財を活用した普及・啓発事業を行います。
	化石発掘体験学習	阿寒生涯学習課	阿寒地区において、化石の発掘・採集を行います。

現状データ

■ 釧路市の国・道・市指定文化財一覧

文化財は、一般的に「文化的財産」「文化遺産」と言われています。形のあるものないものを問わず、歴史上、技術上、学術上、高い価値のあるものや、市民の生活の営み等を理解するために欠くことのできないものと言います。また、歴史ある建造物や美術工芸品に限らず、生活道具、行事、芸能等も含まれます。

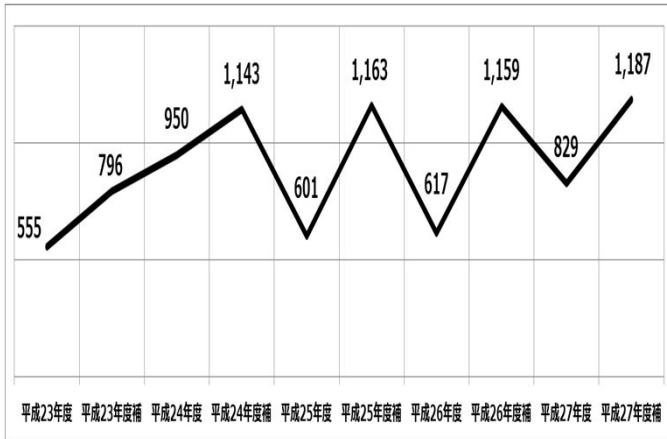
分 類			指定	名 称
有形文化財	美術工芸品	彫刻	道	円空作観音像
		古文書	市	佐野家文書
			市	市河文書
		考古資料	市	星兜(残欠)
		歴史資料	市	鳥取村本籍簿
			市	永久保秀二郎日誌
			市	釧路新聞
民俗文化財	重要無形民俗文化財		国	アイヌ古式舞踊
			市	紀ノ丘神楽
記念物	史跡		国	釧路川流域チャシ跡群 (モシリヤチャシ跡・ ハルトルチャランケチャシ跡)
			国	春採台地竪穴群
			国	東釧路貝塚
			国	北斗遺跡
			市	三津浦古谷遺跡
	特別天然記念物		国	阿寒湖のマリモ
			国	タンチョウ
	天然記念物		国	春採湖ヒブナ生息地
			国	釧路湿原
			国	クマガラ
			国	オジロワシ
			国	シマフクロウ
			市	キタサンショウウオ
			市	砂岩脈(サント・ストーン・ダイク)
			市	谷地坊主(ヤチホウス)



打ち上げられたマリモの湖内移動作業

特別天然記念物「阿寒湖のマリモ」は、淡水緑藻の一種で、長さ3～4cmの枝わかれしたいくつもの糸状の藻体が集合し、球状の塊を作ります。光合成植物でありながら、冬期間の湖の結氷による日照不足等にも耐えられる特性に加え、球状集合を浅瀬に留めたまま揺り動かす波の発生など、特殊な湖の環境がマリモの生育に複雑に関係しています。球状マリモが育つ湖は世界でも少なく、中でも直径30cmを超える大きな球状集合が群生するのは阿寒湖だけです。しかし、土砂流入、湖水汚濁、盗採などによって、マリモやその群生地が減少してしまいました。現在は、森林の保全や下水道整備などの対策をはじめ、マリモの保護手法を確立するために、市民による打ち上げられたマリモの湖内移動作業、地元小中学生のマリモ生育地観察会、中学3年生の卒業記念氷上観察会等、様々な取組が進められています。

■ タンチョウ生息状況一斉調査結果(羽)

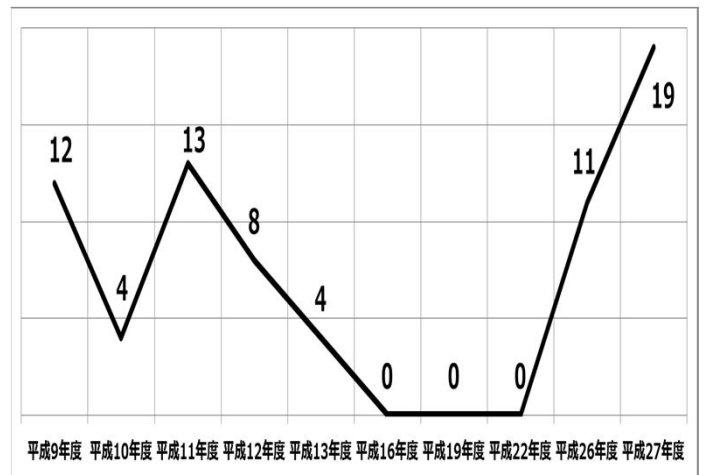


* 成鳥と幼鳥を合わせた数

* 「(年)補」は、補足調査による結果数

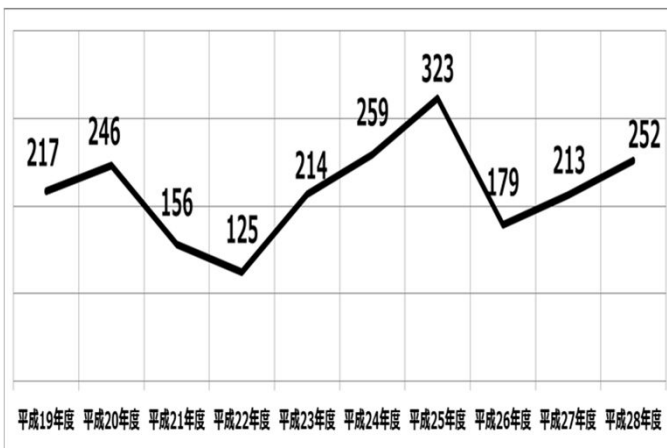
■ ヒブナの生息調査結果(尾)

(平成8～19年まで地曳網、平成22年は地曳網、定置網等、平成26年からさで網による調査)



■ キタサンショウウオ卵のう調査結果(個)

(安原、音羽、広里3地区合計経年産卵数)

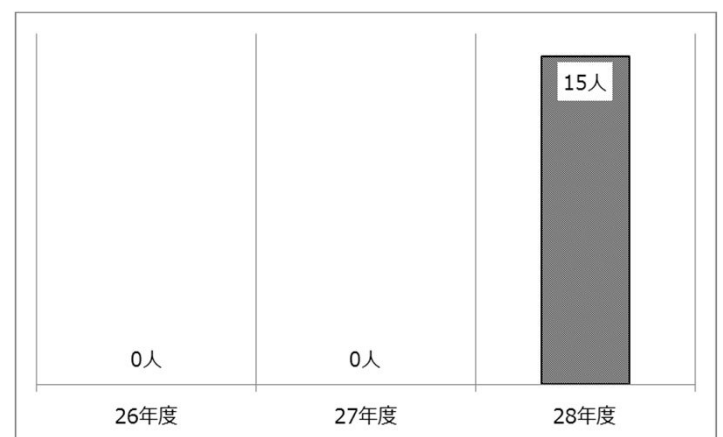
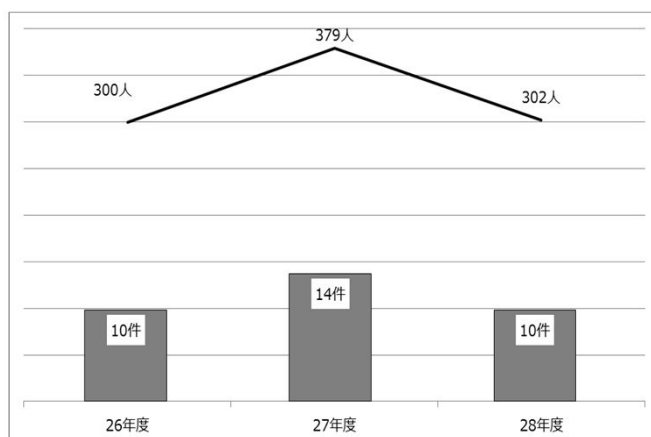


(左下のグラフ)埋蔵文化財調査センターで実施している「文化財に関する体験型学習」の件数と参加者数です。天候等により人数に増減があります。

(右下のグラフ)博物館と埋蔵文化財調査センターで実施している「文化財に関する学習会・講演会」の参加者数です。



北斗遺跡復元住居屋根ふき作業



(4) アイヌ文化の保存、継承及び発展

現状と課題

アイヌの人たちは北海道などに古くから住み、固有の言語・文化・生活習慣などをもち、自然と共生した生活をおくってきた先住民族です。

平成9年のアイヌ文化振興法の制定を機に、国のアイヌ文化の振興関連施策が積極的に推進され、アイヌ語学習や海外の民族との交流等が積極的に行われるようになりました。

本市では、これまで、アイヌ民族の歴史・文化に対する理解の促進、アイヌ語やアイヌ古式舞踊の伝承活動への支援など、アイヌ文化の伝承・保存のための取組を進めてきました。

しかしながら、アイヌ語を知る指導者の高齢化や減少等から、アイヌ語やアイヌの伝統文化の保存・振興は存立の危機にあり、特にアイヌ語の伝承・保存に向けた対策が必要となっています。

また、アイヌの人たちのその民族としての誇りの尊重と、歴史・文化に対する理解の促進に努め、豊かで優れた伝統芸能や儀式等の伝承活動を支援し、偏見や差別が生じることがないように理解の促進を図る必要があります。特にアイヌ古式舞踊等に代表される民俗芸能については、アイヌ民族の歴史と文化を理解するものとして、継承していかなければなりません。

そのため、アイヌ語や文芸、美術・工芸、伝統儀式等、アイヌ文化にふれる機会や学習活動を充実させるとともに、指導者の育成、後継者・伝承者の養成のための支援が必要です。

合わせて、自然とのかかわりの中で育まれた豊かな民族の知恵や文化の保存、継承及び発展を図るため、アイヌ民族の伝統的生活空間（イオル）を再現するための自然素材の育成事業や、その素材を活用した体験交流事業などの取組を進めていきます。

施策の方向

具体的な施策

① アイヌ文化伝承のための支援

ア 「アイヌ古式舞踊」等、アイヌ民族の伝統文化の保存・継承のため、保存会等が行っている伝承活動を支援します。

イ 市民団体や民間等が主体的に実施するアイヌ文化伝承活動に関し、情報の発信や後援等の支援を行います。

ウ 関係機関・団体等と連携し、アイヌ民族の伝統的生活空間（イオル）の再生に向けた事業を推進し、アイヌ文化の保存と伝承を図るとともに、理解を深めるための普及啓発に努めます。

② アイヌ文化にふれる機会や学習活動の充実

ア アイヌ語の地名に関する学習等、アイヌ文化の講座や教室を開設するなど、興味・関心を持てる学習活動を推進します。

イ アイヌ語学習やムックリの創作活動等、アイヌ民族の歴史・文化への理解を深めるため、学校と連携し、出前授業を行うなど、学習機会の拡充に努めます。

主な事業とその内容

施策 の 方向	事業名	主管課等	事業の内容
①	春採アイヌ古式舞踊 釧路リムセ保存会への活動支援	生涯学習課	春採アイヌ古式舞踊釧路リムセ保存会の活動が活発に行われるように支援します。
	アイヌ文化情報発信 ネットワーク会議への参加	生涯学習課	アイヌ文化や政策に関わる国、道、関係機関・団体が一堂に会し、最新の情報や取組等を共有する会議に参加します。
	高等教育機関との連携事業	生涯学習課	大学等の高等教育機関と連携し、アイヌ文化伝承に向けての取組について検討をします。
	アイヌ民族の伝統的 生活空間（イオル） 事業の推進	生涯学習課	アイヌ文化を学ぶための空間の整備や料理や衣裳に用いる自然素材の育成を推進し、アイヌ文化の理解の促進と普及を図ります。
	阿寒アイヌ民族文化 保存会への活動支援	阿寒生涯学習課	阿寒アイヌ民族文化保存会の活動が活発に行われるように支援します。
②	アイヌ文化講座の開催	生涯学習課	アイヌ語やアイヌ語の地名等、アイヌ文化を学ぶ講座を開催します。
	アイヌ関連授業への支援	教育支援課 生涯学習課	アイヌ民族の歴史・文化への理解を深めるため、学校と連携し、出前授業を行うなど、学習機会の拡充に努めます。
	北海道ふるさと教育 推進事業	学校教育課	小学校の総合的な学習の時間で資料を活用し、アイヌの人たちの歴史・文化等を学習することにより、地域の自然、伝統、産業等についての理解を深めます。

～アイヌ語のいろいろ～

こんにちは	イランカラプテ
ありがとう	イヤイライケレ
仲間、親戚、～達	ウタリ
神さま	カムイ
神に祈る	カムイノミ
温泉	セセキ
笑う	ミナ
勇気	ラメトク
新しい	アシリ
海	アトウイ

～日本語として使われているアイヌ語～

日本語	アイヌ語	意味
ラッコ	ラッコ (rakko)	ラッコ
トナカイ	トゥナツカイ (tunakkay)	トナカイ
エトピリカ	エトゥピリカ (etupirka)	嘴・美しい
ししゃも	シュシャム (susam)	柳・葉
コマイ	コマイ (komay)	小さな音の出る魚
ルイベ	ルイベ (ruype)	溶ける食べ物
ハスカップ	ハシカプ (haskap)	枝の上になるもの

現状データ

アイヌ古式舞踊（国の重要無形民俗文化財指定、ユネスコ世界無形文化遺産登録）

歌や踊りなど、喜びや悲しみを体で表現することはアイヌに欠かせないものでした。儀式の時や、親戚・友人が集まった時、あるいは仕事をしている最中など、さまざまな場面で人々は歌い、踊りました。アイヌの舞踊とは、自分たちが踊って楽しむだけでなく、祖先や神々に対する敬意や感謝の表現でもあり、地域によってリムセやウポポ、ホリッパといわれ、大勢で輪になって踊るものや、少人数で神々への祈りを表したもの、豊漁猟を祈願するもの、悪霊を追い払うためのもの、働いている様子を表したものなど、さまざまな種類があります。

自然を尊び、自然と共存してきたアイヌ民族、その暮らしの中から生まれたアイヌの踊りは、動物や自然、狩猟や遊び、喜びや哀しみなど、様々なものがあります。また北海道各地のアイヌに、その土地特有の踊りが伝えられています。



エムシリムセ（剣の舞）



フタレチュイ（黒髪の踊り）



サロリンリムセ（鶴の舞）



＜ 阿寒湖アイヌシアター イコロ ＞

阿寒湖のほとりにある阿寒湖アイヌシアターイコロでは、アイヌ古式舞踊をはじめとする舞踊や人形劇、イオマンテの火まつり等が上演されています。

平成26年から、「イコロ民俗芸能フェスティバル」が行われ、阿寒アイヌ民族文化保存会、春採アイヌ古式舞踊釧路リムセ保存会、白糠アイヌ文化保存会ほか釧路地域の郷土芸能団体が一堂に会し、伝承文化を多くの皆さんに披露しました。

春採アイヌ古式舞踊釧路リムセ保存会

昭和42年2月に結成され、釧路市春採のアイヌコタンに伝承されている春採アイヌ古式舞踊の伝承活動を活発に行っています。釧路管内や北海道内各地で行われている民俗芸能大会やフェスティバル、文化庁が主催する国民文化祭などに参加しているほか、アメリカやフィリピン等の海外で公演を行うなど、活発な異文化交流や啓発活動を行っています。

阿寒アイヌ民族文化保存会

昭和43年12月に結成され、釧路市阿寒町阿寒湖畔のアイヌコタンに伝承されているアイヌ古式舞踊の伝承・保存活動を行っています。昭和51年のユネスコ・パリ日本文化祭ではユーカラ劇を公演しアイヌ文化を世界に紹介しました。その後、台湾、ブラジル、ニュージーランド等で公演を行うなど、アイヌ文化の保存・継承のための活動を行っています。

(5) 子どもが行う文化芸術活動の充実

現状と課題

子どものうちから多種多様な優れた文化芸術を体験することにより、子どもたちの情操を豊かに育み、創造性や感性、表現力、コミュニケーション能力等をはぐくむことができます。

本市においては、明日を担う子どもたちの創造性が高められ、感性豊かに、健やかに成長することを願い、学校と文化施設との連携による優れた文化芸術の鑑賞や活動の機会の提供、伝統文化や文化財に触れる機会の充実に努めてきました。

さらに、平成28年度より釧路市文化団体連絡協議会と協力し、「釧路市小中学校芸術文化活動支援事業」をスタートさせ、地域の文化芸術団体が市内小中学校に出向いて直接児童・生徒に指導することにより、学校での文化芸術活動をサポートしています。

しかしながら、文化施設等から遠距離となる地域や学校によっては、子どもたちの文化芸術の体験機会に差が生じるなどの課題は否めません。また、地域で行われる祭りや盆踊り等、伝統的な地域行事への参加も減ってきています。

そのため、子どもたちの文化芸術への興味・関心を高め、将来にわたる活動へつなげる取組として、今後も、優れた文化芸術鑑賞機会の充実に努める必要があり、特に、身近な地域や学校において、だれでも質の高い文化芸術を鑑賞、活動・体験ができる機会を確保することが必要です。

また、美術館や博物館、公民館等、文化施設が持つ文化芸術に関する教育資源を、学校教育活動に活かす取組を充実させる必要があります。

さらに、学校や町内会等と連携し、伝統的な地域行事や、青少年の健全育成事業として実施されている小中合同音楽祭等、文化的行事への参加促進の取組も必要です。

加えて、本市における文化芸術の振興のための人材育成を図るため、小・中・高校生に対する全道・全国大会派遣助成や、釧路市で開催される全市・全道規模の発表会等への助成を継続して行う必要があります。

施策の方向

① 鑑賞・活動・体験機会の充実

② 文化芸術活動への支援

具体的な施策

ア 美術館「アートスクール事業」等による、優れた文化芸術の鑑賞や、文化芸術に関わる活動・体験機会を提供します。

イ 「アウトリーチ事業」や「芸術劇場」の実施等、学校や地域など身近な場所において、質の高い文化芸術を鑑賞、活動・体験できる機会を確保します。

ウ 学校と文化施設や文化団体等との連携により、子どもたちが文化芸術にふれる機会の充実や活動へのサポートを促進します

エ 学校や町内会等と連携し、地域での伝統行事や文化的行事への子どもたちの参加を促進します。

オ 障がいのあるなしにかかわらず、子ども達が文化芸術を鑑賞、体験出来る機会を提供します。

ア 全国・全道規模の大会に出場する小中高校生に対し、派遣助成などの支援を行います。

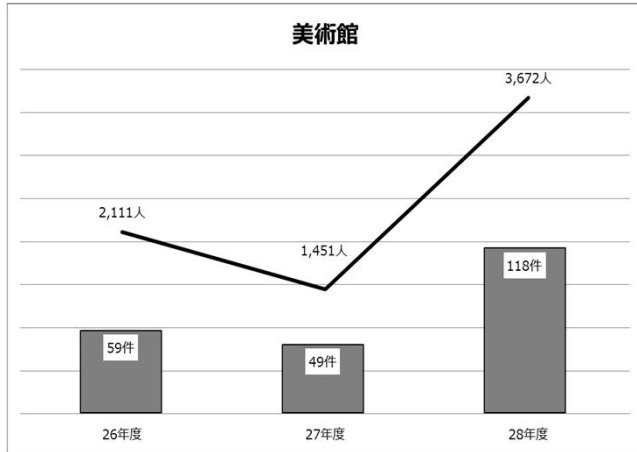
イ 地元で開催する小中高校生の全国・全道規模の大会等への開催助成を行います。

主な事業とその内容

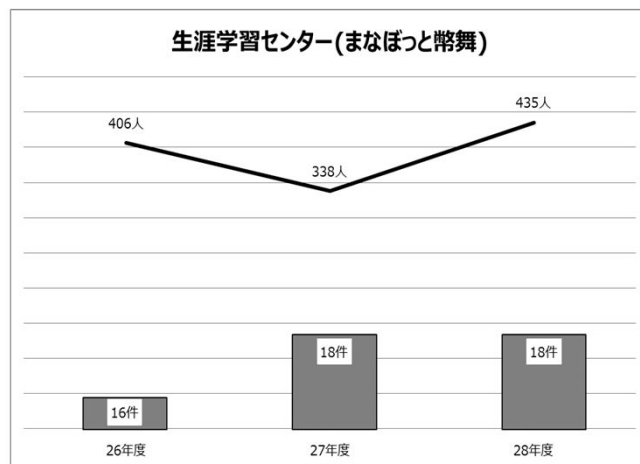
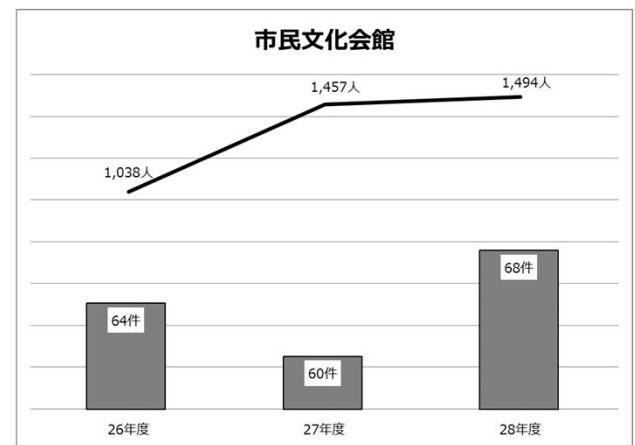
施策 の 方向	事業名	主管課等	事業の内容
①	各種講習会等開催助成	生涯学習課	青少年の文化芸術活動の活性化を図るため、児童生徒を対象とした文化芸術体験事業等に対し支援を行います。
	学校での文化芸術活動の支援	生涯学習課	地元の文化芸術関係団体が、学校と連携して行う子どもたちへの伝統文化等、文化芸術に関わる教育活動に対し支援します。
	全国・全道大会の誘致	生涯学習課	学校や関係団体と連携し、文化芸術に関する全国・全道大会の誘致を進めます。
	アートスクール事業	美術館	生涯学習センターバス「まなぼっと号」を活用し、園児・児童・生徒が気軽に美術館へ来館する機会を増やします。また、学芸員による作品解説や陶芸体験等、学習活動の充実に努めます。
	各種体験講座	博物館	小中学生に自然や歴史を学ぶ機会を提供するため「化石レプリカ教室」や「博物館で遊ぼう」等を開催します。
	芸術劇場の開催（阿寒地区）	阿寒生涯学習課	豊かな感性や個性を育むため、阿寒地区の小中学生を対象に、児童劇や人形劇等、優れた文化芸術に触れる機会を提供します。
	芸術劇場の開催（音別地区）	音別生涯学習課	豊かな感性や個性を育むため、音別地区の小・中学生を対象に、児童劇や人形劇等、優れた文化芸術に触れる機会を提供します。
	郷土芸能「落まつり音頭」の伝承活動	音別生涯学習課	音別の小中学校の児童生徒を対象に、落まつり音頭保存会による指導を通し、地域の郷土芸能を学校行事で披露する取組を行います。
②	少年少女への文化芸術活動支援	市民文化会館	著名なアーティストによるジョイントコンサートやアウトリーチ事業の実施等、青少年の文化芸術活動への支援を行います。
	全国・全道大会派遣助成	生涯学習課	小中学生や高校生等が、文化芸術コンクール等で全国・全道大会に出場する際の経費の一部を助成します。
	全国・全道大会開催助成	生涯学習課	地元で開催される小中学校の全国・全道規模の大会等に対し、開催経費の一部を助成します。

現状データ

■ 市内の児童生徒を対象に実施している文化芸術に関する学習機会の件数と参加者数



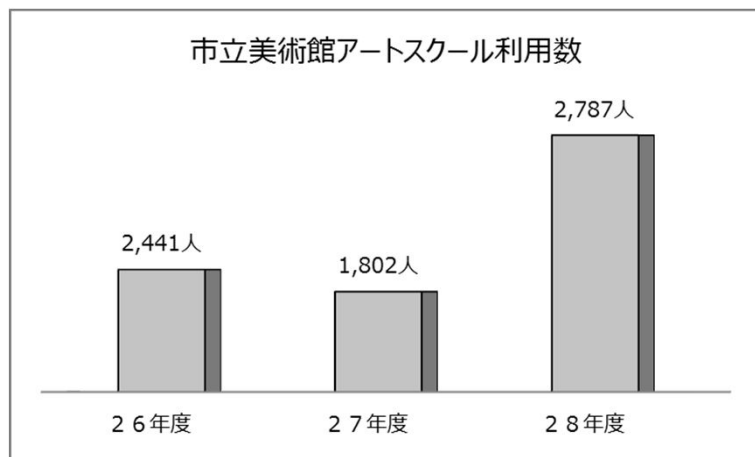
各施設では、児童生徒を対象に様々な事業を展開しています。



釧路ジュニアオーケストラ 定期コンサート

アートスクール事業(美術館)

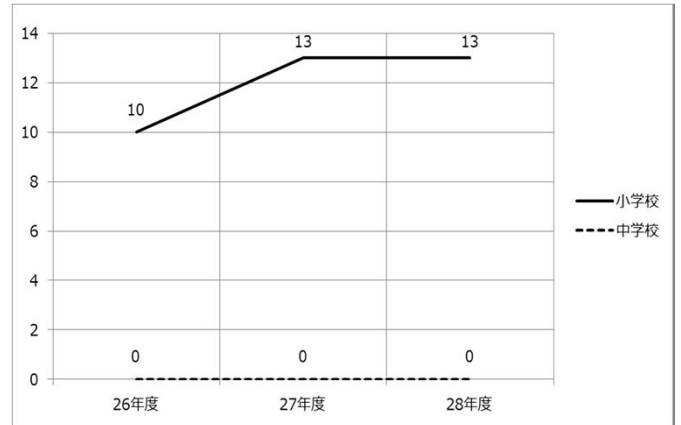
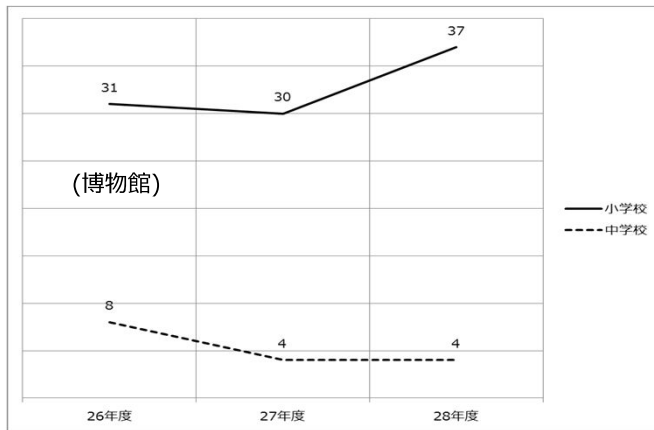
展覧会の内容によって人数に増減がありますが、毎年多くの園児・児童・生徒が利用しています。



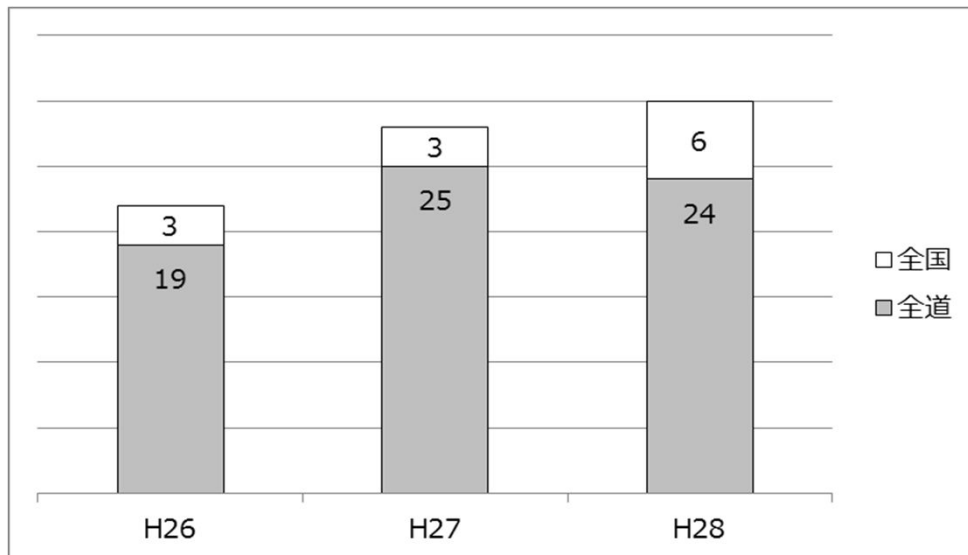
(5) 子どもが行う文化芸術活動の充実

■ 学校からの依頼で実施した教室・講座の件数(件)

(埋蔵文化財調査センター)



■ 全国・全道大会派遣助成の件数(件)



(6) 文化芸術を担う人材の育成

現状と課題

先人から受け継いだ文化芸術を守り、発展させ、新たな文化芸術の創造に取り組み、それらを次の世代へと引き継いで行くためには、その担い手となる人材を得ることが不可欠です。

本市においては、文化芸術活動がより一層活発に行われるよう、文化芸術の担い手となる各種文化芸術団体にに対し支援を行ってきました。

また、文化芸術等の情報を市民目線で広く伝えるため、地域情報発信ボランティアや図書館ボランティア等の養成講座を開催してきました。

さらに、永年にわたる文化芸術活動を通じ、本市の文化芸術の振興に貢献した個人・団体を顕彰するため、釧路市文化賞、文化奨励賞を授与し、本市の文化芸術のさらなる普及振興に努めてきました。

しかしながら、地域において積極的に活動を行う人材の不足、文化芸術の各種団体においては構成員の高齢化や減少等、文化芸術活動の普及や組織・団体の存続のための課題は山積しています。

また、個々の持つ特技や技能、専門的知識がありながら、それを発揮する方法や、活躍する場が見つけられないなど、地域に埋もれている人材も多くおり、その発掘も課題となっています。

今後は、専門性を持ち創造的な活動を行う者を育成することはもちろんのこと、文化芸術活動を支える担い手や市民ボランティア等、活動に対し支援する者の育成も必要です。

さらに、団体間・地域間等の文化交流を促進し、情報・人材・施設のネットワークづくりを進め、文化団体等の活動情報を発信する必要があります。

釧路市文化賞等の顕彰事業については今後も継続し、本市の文化芸術のさらなる普及振興に努めます。

施策の方向

① 多様な活動や支援を行う人材の発掘・育成

② 人材育成のための支援と顕彰

具体的な施策

ア 特技や専門性を持ち、創造的な活動を行う人材を「生涯学習人材バンク」に登録する等、市民の文化芸術活動を支援する人材を発掘します。

イ 文化芸術活動や文化施設の運営を支えるボランティアの育成、大学等の高等教育機関と連携した学生の登用等の取組を行います。

ウ 文化芸術に関する情報を広く発信する市民ボランティアを育成します。

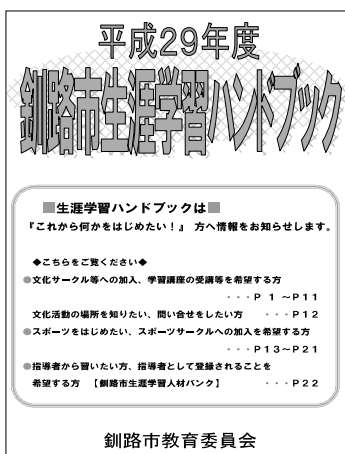
ア 地元芸術家や郷土作家に対し成果発表の場を提供するなど、自主的な創作活動を支えます。

イ 文化芸術の振興に貢献した個人・団体を顕彰します。

主な事業とその内容

施策 の 方向	事業名	主管課等	事業の内容
①	生涯学習人材バンク登録制度	生涯学習課	文化・スポーツ活動等の豊富な知識や技術を持つ市民の方々に、講師や指導者として登録していただき、これから学習をはじめようとする市民の活動を指導していただきます。
	文化芸術コーディネーターの養成	生涯学習課	地域の文化芸術活動を推進し、ネットワークづくりの担い手となる文化芸術コーディネーターの養成について、大学等と連携し進めます。
	くしろ情報発信ボランティア養成講座	図書館	市民が生涯学習活動を通して得た成果を地域社会において発揮する取組として、市民の力による釧路の情報発信機能強化のための講座を開催します。
	図書館ボランティア養成講座	図書館	市民と協働する図書館活動の推進を図るため、読み聞かせや図書修理等のボランティアを養成します。
②	郷土作家展	美術館	郷土作家の作品の発表及び指導者としての人材の育成を図ります。
	釧路市文化賞・文化奨励賞	生涯学習課	釧路市文化賞条例に基づき、本市の文化の発達に著しく貢献したと認められる個人又は団体を顕彰し、文化賞・文化奨励賞を授与します。

■ 生涯学習人材バンク登録者



生涯学習人材バンクは、学習者が学習成果を地域に生かすことにより、

- ・自分の特技を生かせる喜び
- ・様々な人と出会う喜び
- ・自らが社会に役立っている喜びを感じることを目指しています。

人材バンク登録者の情報は、市のホームページ、または各施設に設置している「生涯学習ハンドブック」で確認できます。

← 生涯学習ハンドブック

各社会教育施設に冊子を設置しているほか、市のホームページに掲載しています。文化・スポーツ活動をしている各サークル・団体や生涯学習人材バンク登録者の情報が確認できます。

	26年度	27年度	28年度
生涯学習人材バンク登録者数	46人	44人	40人

現状データ

■ 施設登録ボランティアの人数(人) * 事業毎の公募ボランティアは含まれません

登録ボランティアの人数

* 事業毎の公募ボランティアは含まれません。

	26年度	27年度	28年度
美術館	56	52	51
博物館	103	108	119
動物園	18	19	20
市立釧路図書館	77	69	46
阿寒町公民館図書館	13	13	13
音別町ふれあい図書館	3	3	3

■ 成果発表の場(件)

	26年度	27年度	28年度
博物館	1	1	1
阿寒町公民館	15	10	10
音別町文化会館	1	1	1
生涯学習センター (まなぼとと幣舞)	62	65	64
交流プラザさいわい	14	12	10
市民文化会館	110	86	109

個々の持つ特技や技能、専門的知識を発表する場として実施した事業の件数です。

交流プラザさいわいは、H24からその件数を伸ばしています。施設のロビーやギャラリー、市民自由広場(まなぼとと幣舞)を活用するなど、市民の成果発表の場の提供に、積極的に取り組んでいます。

釧路郷土作家展

昭和28年度より、公民館事業として、美術、書道、写真の三部門を中心に実施しており、文化活動の活性化に成果を上げています。

平成4年度より、釧路市民文化会館を会場に、釧路市民展を開催しており、平成12年度からは、釧路市民選抜展を「釧路郷土作家展」と名称を変え、さらに平成15年度から、両展を統合し内容の充実を図っています。

釧路郷土作家展出品数(点)

年度	美術	書道	写真	計
H26	60	40	43	143
H27	58	40	42	140
H28	59	36	42	137

釧路市文化賞・文化奨励賞

昭和30年から一般市民及び団体を対象に、芸術（音楽、文学、美術、芸能、科学（自然科学、人文科学）の部門において、その発展に著しく貢献した方に釧路市文化賞及び釧路市文化奨励賞を贈り顕彰しています。

文化賞・文化奨励賞 受賞数(～H28)

	文化賞		文化奨励賞	
	個人	団体	個人	団体
芸術	36名	10団体	32名	20団体
自然科学	4名	—	5名	—
人文科学	7名	1団体	4名	1団体
社会体育	2名	—	3名	—

(7) 文化芸術に係る環境の整備及び充実

現状と課題

市民が活発に文化芸術活動を行うためには、活動の拠点となる文化芸術関連施設が市民にとって身近な場として積極的に活用されなければなりません。

また、施設が持つ機能・役割が、市民の活動に十分に活かされるためには、施設のハード・ソフト両面にわたる環境の整備充実が図られなければなりません。

本市では、文化芸術の創造、交流、発信等の拠点施設として、釧路市民文化会館をはじめ、様々な文化施設があります。これらの施設においては、市民が文化芸術に関心を持ち、主体的な活動を通じ創造性が高められるよう、魅力ある事業の展開や場の提供を行う一方、市民が安全で安心して文化芸術活動が行えるよう、施設の環境整備に努めており、特に図書館については、平成30年2月に「釧路市中央図書館」を開設し、障がいを持った方や子育て中の方にも利用しやすい安全に配慮した施設を整備しました。

今後も、補修箇所が増える傾向にある文化芸術関連施設の適正な維持管理と、長寿命化を目指した計画的な整備が必要です。

また、施設において障がいのあるなしにかかわらず、誰もが、安全・安心に活動するためには、人命や災害等の不測の事態に的確に対応できる備えが必要です。

さらに、多くの市民が文化芸術に親しみを感じ、さまざまな活動に積極的に参加してもらうためにはソフト的な整備も求められており、施設間の連携強化による施設利用の利便性やサービスの向上等に努める必要があります。

加えて、各文化施設の連携により、それぞれが持つ知識や専門性を結び、市民ニーズや時代に対応した新たな文化芸術関連事業の構築と提供に努める必要があります。

施策の方向

具体的な施策

① 施設の整備充実

ア 安全に文化芸術活動が行えるよう、計画的な施設整備に努めるとともに、日々の安全管理を行います。

イ AEDの設置や応急手当方法の取得等、人命に関わることや自然災害等、不測の事態に対応できる取組の強化を図ります。

ウ 障がいのあるなしにかかわらず、誰もが芸術鑑賞できる施設整備に努めます

② 施設の利用の促進

ア 施設の利用促進と利便性の向上を図るため、施設の貸出状況や他の文化施設の空室状況等、最新の情報を提供します。

イ 各施設が持つ知識や専門性を結び、市民ニーズや時代に対応した参加しやすい事業を構築します。

主な事業とその内容

施策 の 方向	事業名	主管課等	事業の内容
①	各文化施設の整備	各文化施設	生涯学習センターや文化会館、博物館等の文化施設において、障がいのあるなしにかかわらず、誰もが安全・快適に活動するため、計画的な施設整備に努めます。
	各施設のAED設置と心肺蘇生法等の応急手当講習会の受講	各文化施設	各文化施設にAEDを設置し、施設の職員が心肺蘇生法を含む応急手当に関する講習を受け、市民が安心して活動できるよう万全の体制を整えます。
②	施設利用促進のための情報提供	各文化施設	年間を通じた施設の利用促進と利用者の利便性の向上を図るため、施設の貸出状況や施設間の連携による他の施設の空き室情報、イベント等の最新の情報を提供します。
	施設間の連携事業の実施	各文化施設	各文化施設が互いに連携を図りながら講演会等を実施します。
	郷土作家資料の整備	生涯学習課	郷土作家にまつわる文学資料の収集・保存と整理を行います。

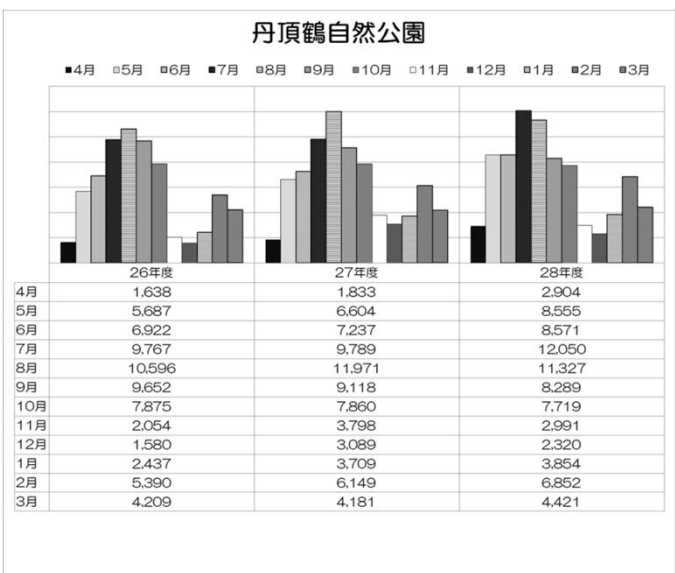
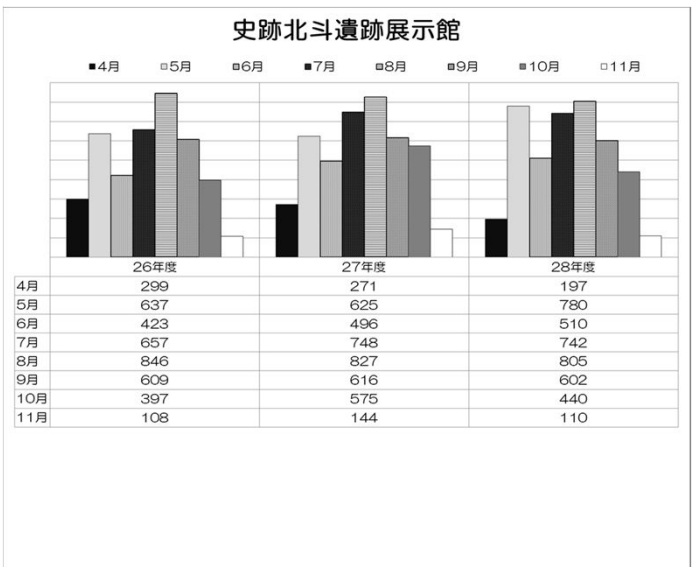
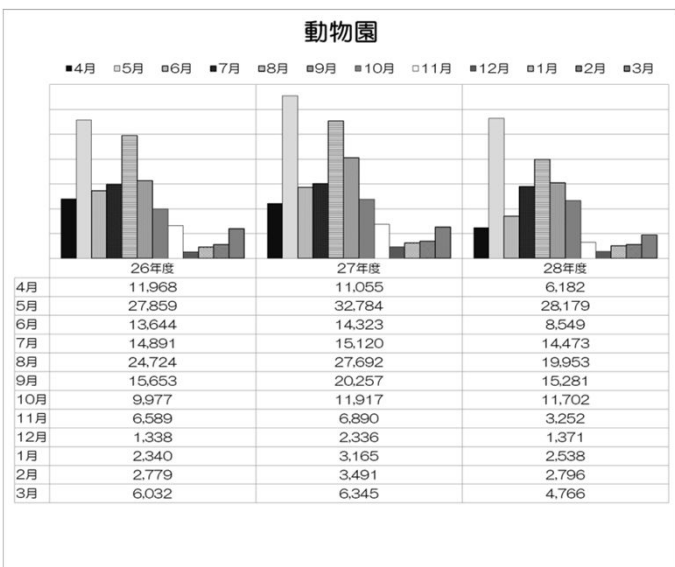
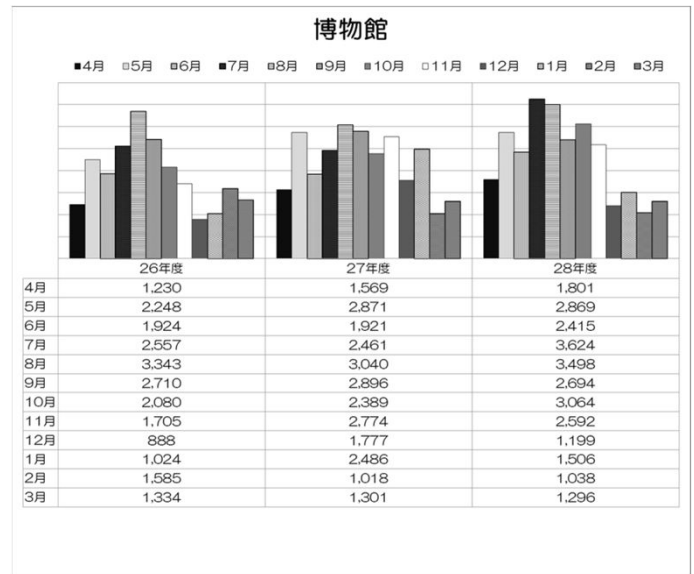
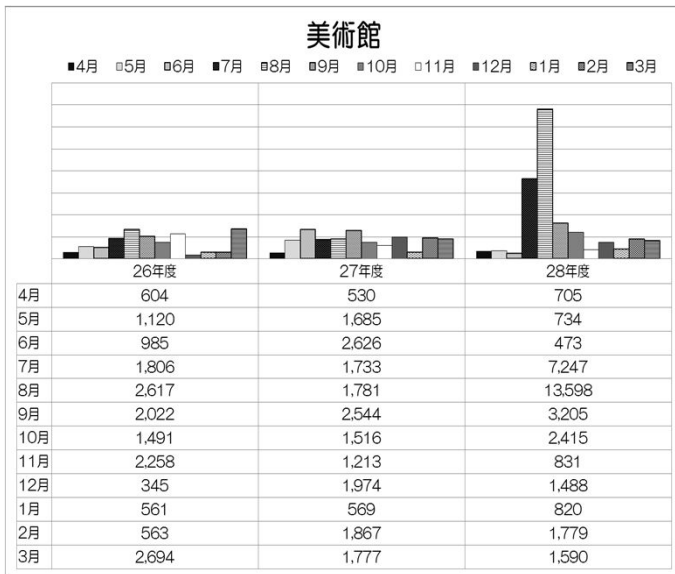
■ AED設置状況と救命講習受講状況(H28現在)

	設置数	受講済 職員数	全職員数	受講済職員 割合
動物園	1	46	50	92%
丹頂鶴自然公園	1	7	7	100%
生涯学習センターまなぼと幣舞(含美術館)	1	22	27	81%
市民文化会館	1	13	13	100%
市立図書館	1	26	26	100%
交流プラザさいわい	1	6	6	100%
音別町ふれあい図書館(含生涯学習、教育担当)	1	7	9	78%
音別町体験学習センターこころみ	1	4	4	100%

AEDを設置している施設は、消防に救命講習の依頼をして、積極的に受講しています。

現状データ

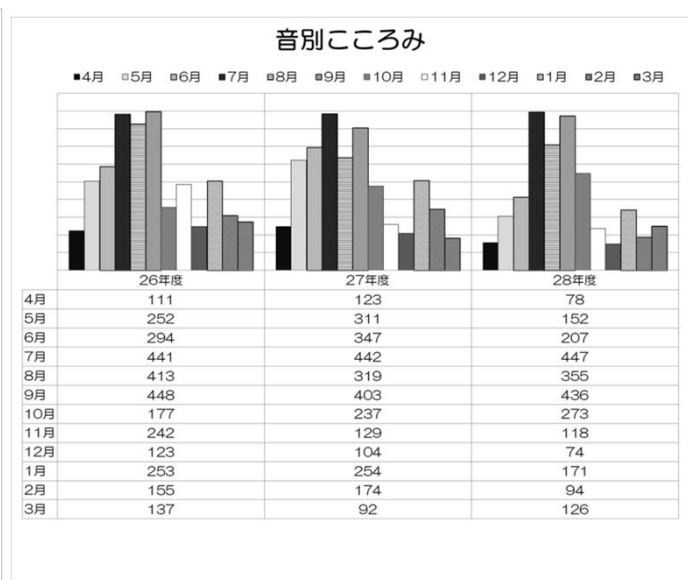
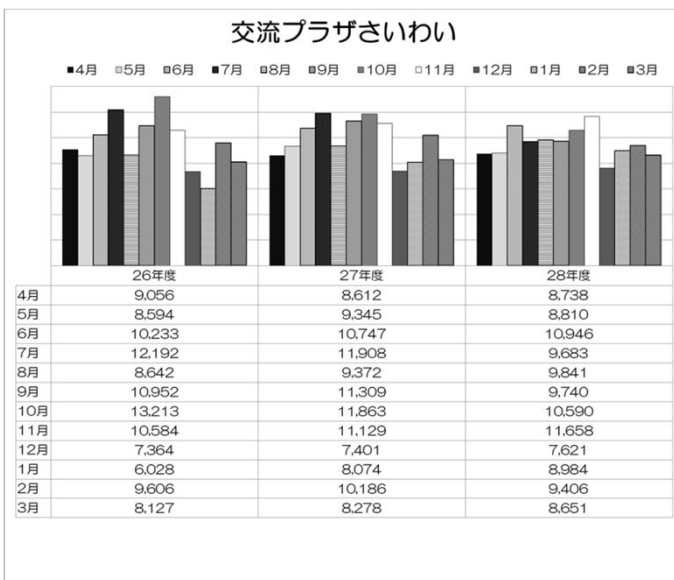
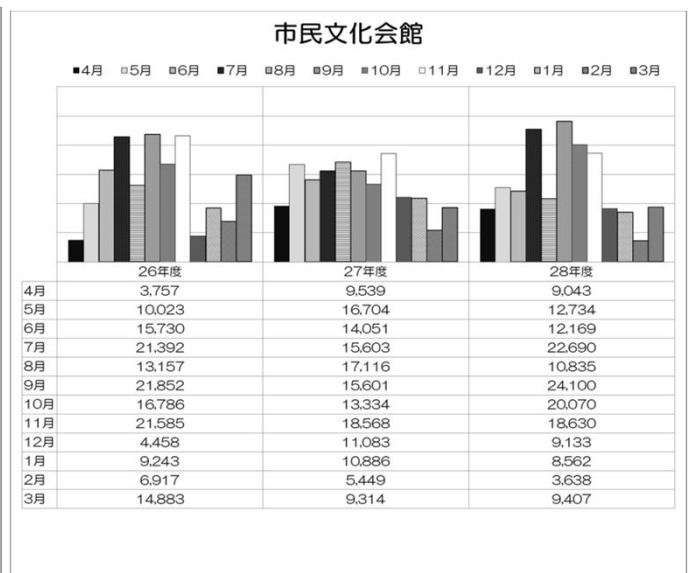
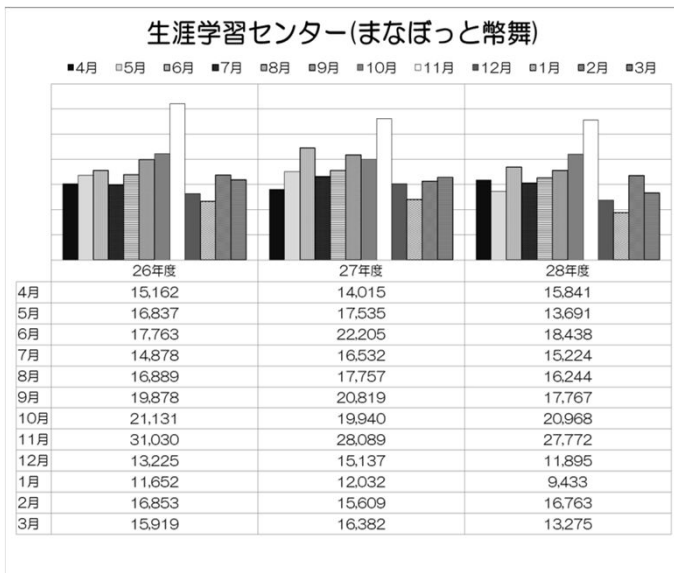
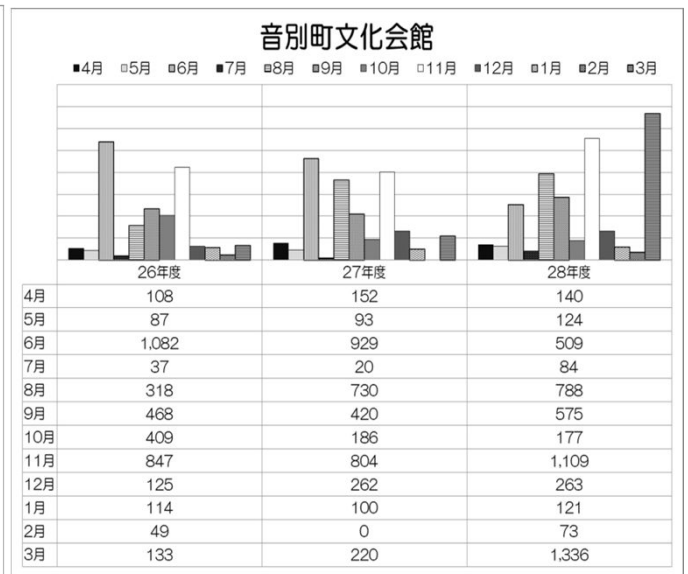
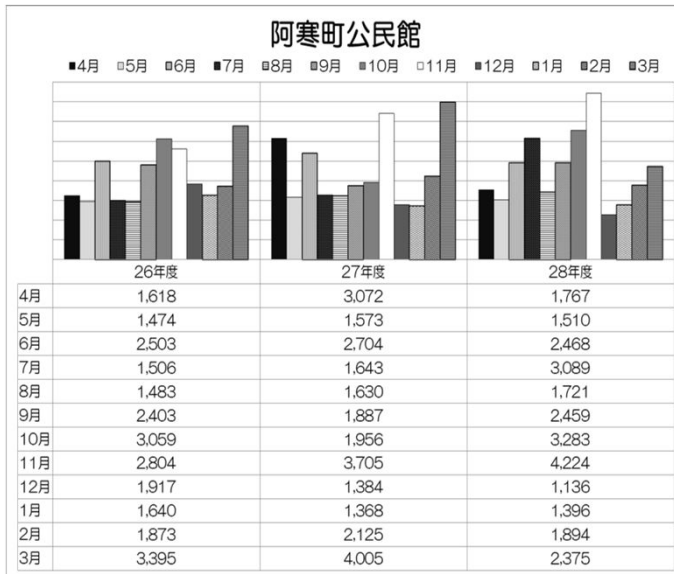
■ 来館者の状況(平成26～28年度の各月)



* 史跡北斗遺跡展示館は、冬期間(12～3月)は閉館しています。

冬期間の施設利用者数は、夏期間に比べ少ない数値になっていますが、各施設において、各種講座やイベント等を冬期間に積極的に実施するなどの取組をしています。また、丹頂鶴自然公園は、海外から観光客による来園者増加がみられました。

■ 利用者数の状況(H26～H28各月) * 貸ホール、貸部屋含む



(8) 文化芸術に係る情報の発信及び交流の促進

現状と課題

情報化社会の中にあって、人々の暮らしのさまざまな場面で携帯電話等モバイル端末が活用されています。

本市では、文化芸術関連の情報を広報紙や新聞、チラシ等により提供するとともに、市民により早く伝達するため、ホームページやSNS（ソーシャルネットワーキングサービス）により発信しています。

また、地域の写真資料や美術関連記事等、本市の文化芸術の歴史をひも解く貴重な資料についてはデジタルデータ化を行い、情報発信力の向上にも努めてきました。

しかしながら、文化芸術の情報は市民にとって分かりやすく、効果的に伝わらなければなりません。

そのため、情報収集・発信の方法や内容を常に検証するとともに、市民がどのような情報を、どこで入手したいのかなど、市民の視点に立った情報収集・発信に努める必要があります。

さまざまな文化芸術活動団体の交流は、人的ネットワークを形成し、地域の文化芸術活動を活性化させ、新たな文化の創造につながります。

また、異なる文化を持つ地域の人たちが、文化芸術に関し相互に交流することは、多様な文化芸術への理解を深め、自分たちのまちの文化をあらためて見つめ直し、育てて行く意識の高揚につながります。

本市では、釧路市文化団体連絡協議会を中心に、各文化団体がネットワークにより結ばれ、芸術祭や生涯学習フェスティバル等を通じて交流し合い、互いの活動への理解とさらなる連携強化につなげています。

また、本市と姉妹・友好都市等との間で、文化芸術活動団体や個人を派遣・受け入れをし、相互の文化芸術の交流を図っています。

しかしながら、地域においては人々の連帯意識や人間関係の希薄化が問題視されており、文化芸術による人的交流を通じて地域コミュニティを活性化させ、活力あるまちづくりにつなげる必要があります。

また、青少年から高齢者まで、あらゆる年代による多様な文化芸術活動が、世代を超えた広域的な交流によって、さらに促進される必要があります。

施策の方向

① 文化芸術に関する情報提供の充実

② 交流によるネットワークの形成

具体的な施策

ア 市のホームページや「広報くしろ」、コミュニティFMラジオ放送等、さまざまな媒体により最新の文化芸術情報を発信します。

イ 文化芸術の歴史等に関する貴重な資料をデジタルデータ化し、保存・保全に取り組むとともに、市民が活用しやすい情報の提供を行います。

ア 世代や地域を超えた広域的な文化芸術活動の交流により、文化芸術の新たなネットワークを形成し、相互の活動を促進します。

イ 姉妹・友好都市等との交流事業を積極的に行うなど、国内外との文化交流を促進します。

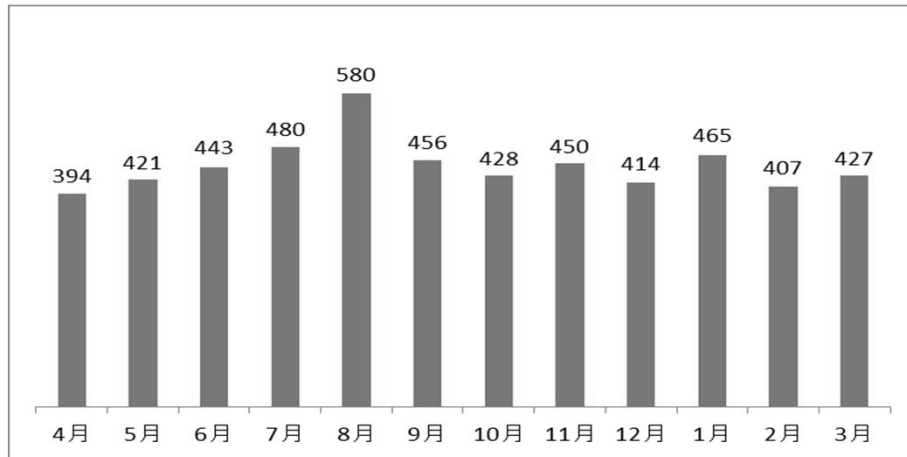
主な事業とその内容

施策 の 方向	事業名	主管課等	事業の内容
①	生涯学習インフォメーション	生涯学習課	「広報くしろ」において、多岐に渡る文化芸術の情報や、講座・サークル催事に係る生涯学習活動について広く市民に発信します。
	文化芸術information BOX	生涯学習課	生涯学習センター「まなぼっとタ焼けスタジオ」から、コミュニティFMラジオ放送を通じ、文化芸術関連情報を広く市民に発信します。
	生涯学習ハンドブックの作成・公開	生涯学習課	文化・スポーツ活動のサークル、生涯学習人材バンク登録者等の情報を載せた冊子を作成し、各施設に設置します。
	釧路新書・叢書の発刊	生涯学習課	釧路地域の歴史や文化、産業等を紐解く書籍として発刊します。
	文化芸術団体の紹介	生涯学習課	釧路市内で活動している文化芸術団体について、市のホームページ等で紹介します。
	郷土資料のデジタルデータ化	生涯学習課 図書館	原紙で保存されている郷土資料をデジタルデータ化し保存・活用します。
	博物館情報の発信	博物館	解説シリーズの発行やSNSの利用等によって情報の発信を行います。
	市民ニーズの把握	生涯学習センター	文化芸術に関する講座や講演会終了後、参加者を対象にアンケート調査を行い、ニーズの把握とともに今後の事業開発に役立てます。
②	友好都市出水市文化 交流事業	生涯学習課	友好都市鹿児島県出水市との間で、それぞれの文化団体が2年に一度行き来し文化交流を行います。
	文化交流の推進	生涯学習課	国内外の姉妹都市等との文化芸術交流事業の取組を進めます。
	文化芸術・学習施設の 情報提供	各文化施設	ホームページ等により、文化芸術・生涯学習に関する講座や催事、施設情報等を広く発信します。
	生涯学習フェスティ バル	生涯学習センター	体験講座、発表会、学習会等、日頃の活動成果を発表するとともに、参加者同士の交流を深めネットワークを広めます。
	釧路市芸術祭・阿寒町 総合芸術祭・音別町総 合芸術祭	各文化施設	地域の文化芸術団体・個人の作品の展示やステージ発表等、日頃の活動成果を発表するとともに、参加者同士の交流を深めネットワークを広めます。

現状データ

■ 情報発信の状況

美術館「ペキタ日記」訪問者数(人) * 平成27年度



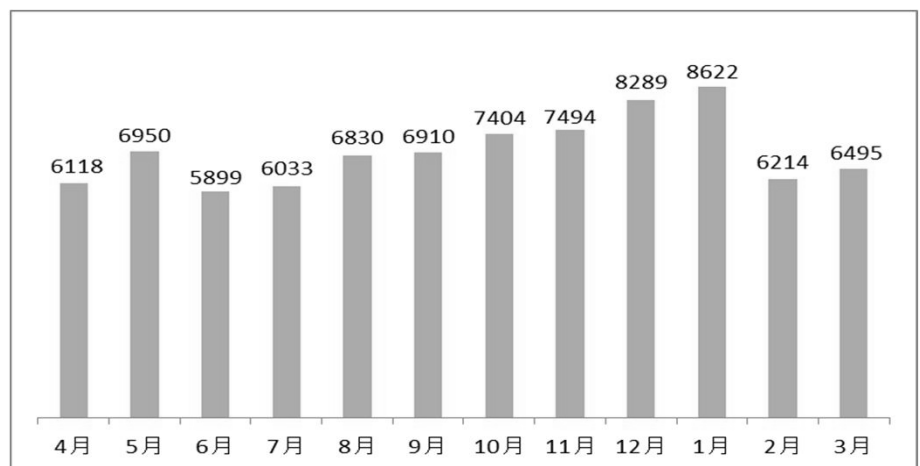
美術館キャラクター

ペキタ

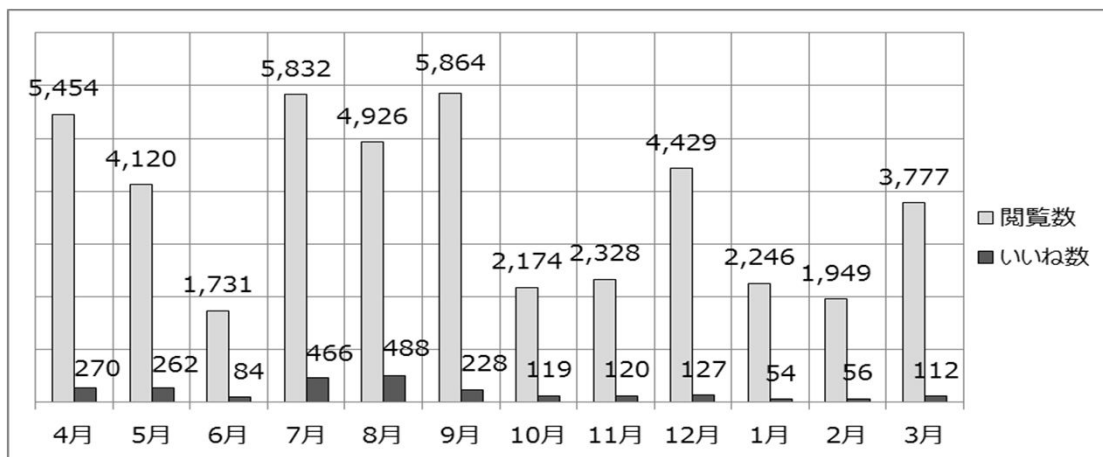


「ペキタ日記」は、釧路市立美術館の事業を多くの方に知ってもらうため、ペキタが事業の様子をお知らせしています。月によって訪問者数にバラつきはありますが、多くの方にアクセスしていただいています。
※「訪問者数」は1日に何度アクセスしてもカウントは「1」です。

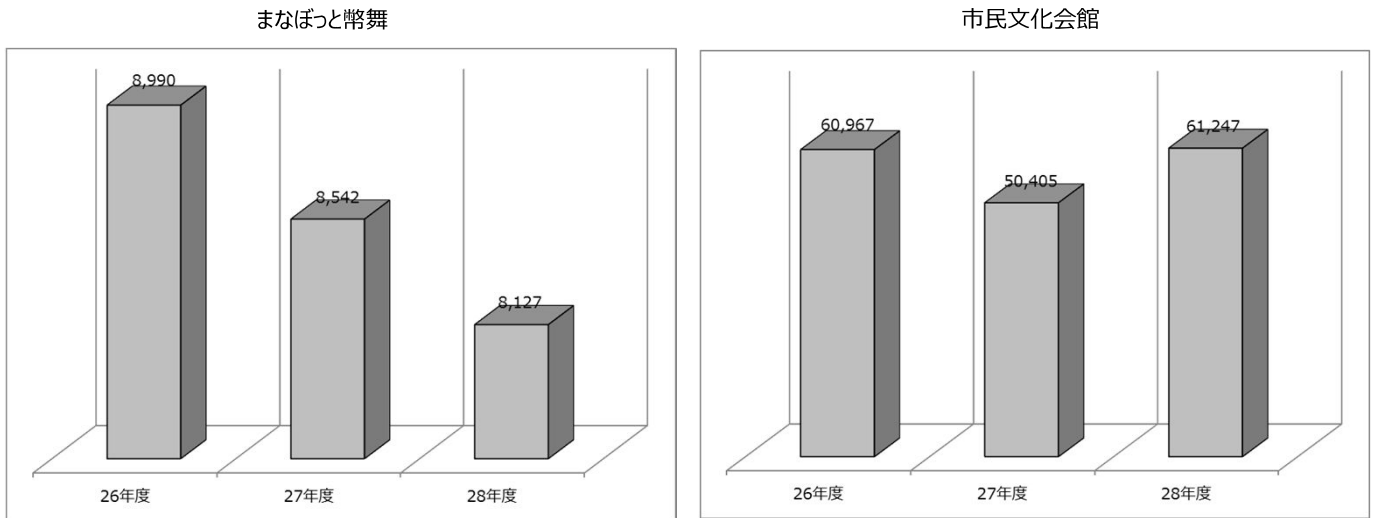
美術館「ペキタ日記」アクセス数(件) * 平成27年度



図書館フェイスブック閲覧状況(件) * 平成28年



■ 成果発表の場に参加した人数(人)



芸術祭や生涯学習フェスティバル等、日頃の活動の成果を発表することは、個の知識や技術を向上させるためだけではなく、人的ネットワークを形成し、地域の文化芸術活動の活性化につながります。

本市は、釧路市文化団体連絡協議会を中心に、各文化団体がネットワークにより結ばれ、成果発表や交流の場において、互いの活動への理解とさらなる連携強化につなげています。

生涯学習フェスティバル（まなトピア）

20年以上続く生涯学習フェスティバル（まなトピア）は、生涯学習センター(まなぼつと幣舞)を会場として、たくさんの文化団体・サークルにより運営されています。体験講座やステージ発表、学習会等が開かれ、多くの市民が参加しています。参加者や団体同士が連携を深める場として、とても大きな役割を担っています。



文化芸術information BOX

生涯学習センター（まなぼつと幣舞）2階「まなぼつと夕焼けスタジオ」から、文化芸術に関するさまざまな情報を広く発信しています。毎回、各分野からゲストを呼び、専門的な興味深いお話を聴くことができます。

(9) その他文化芸術の振興に関する基本的な事項

現状と課題

①釧路独特の食文化の保存と継承

本市には、長い歴史と風土にはぐまれた地域独特の食文化があります。

特に、古くから捕鯨基地として栄えてきた本市においては、鯨食文化はごく身近な食文化であり、今、捕鯨に対する厳しい意見が叫ばれている中、今後も鯨食文化の振興と発展の取組は必要不可欠です。

また、アイヌの人たちの文化や歴史、生活を知る上で、アイヌ民族の伝統的な食文化（アイヌ料理）の継承は、アイヌ文化の発展において切り離せないものであり、今後もアイヌ料理を広め守り続ける取組が必要です。

さらに、本市には阿寒地域の豚や鹿肉、音別地域の落やキクイモなど多くの地元食材とともに、地域ではぐまれた郷土料理や釧路発祥の炉端料理があります。まちづくりと地域の発展につなげるため、本市の食文化を守り、食の魅力を発信する取組が必要です。

②文化芸術による地域の振興

本市には、国立公園の「阿寒摩周」や「釧路湿原」をはじめとした、世界に誇れる豊かで雄大な自然があり、加えて、特別天然記念物の「タンチョウ」や「阿寒湖のマリモ」等、貴重な希少動植物を数多く有しています。また、日本を代表する作家や作曲家、写真家等、多くの著名人を輩出しています。これら豊富な文化芸術に関わる資源は、本市の魅力をアピールできるものです。

今後、観光客や映画・ドラマのロケーション誘致等、文化芸術による地域振興の取組を推進する必要があります。

③観光客や長期滞在者への文化芸術の情報・機会の提供

本市への観光客数は、平成26年度3,918千人、平成27年度4,256千人、平成28年度では4,600千人と、年々増加しています。

また、長期滞在者に関しても、平成28年度は863組1,311人、述べ滞在日数も22,105日と過去最高であり、北海道がまとめた平成28年度実績において、平成23年度から6年連続で全道第1位となっています。

本市の優れた文化芸術を、市外から来られた多くの方々に知ってもらい、さらに体験・活動してもらうことは、釧路の良さを内外に発信する絶好の機会であり、本市の文化芸術の振興と発展に寄与するものです。

施策の方向

- ① 釧路独特の食文化の保存と継承
- ② 文化芸術による地域の振興
- ③ 観光客や長期滞在者への文化芸術の情報・機会の提供

具体的な施策

- ア 関係部署等との協力のもと、地元食文化の普及・啓発と、地産地消の観点から地元食材の活用促進に努めます。
 - イ アイヌ料理や郷土料理を守り伝える取組として、料理教室や講座等の開設を進めます。
-
- ア 地域振興を図るため、庁内関係部署等と連携し、本市の文化芸術資源を活用した取組を促進します。
 - イ 北海道や他市町村における取組等、情報の収集を行います。
-
- ア 釧路を訪れる観光客へ文化芸術関連情報を発信し、釧路の魅力を知ってもらい、何度も足を運んでもらう取組を進めます。
 - イ 庁内関係部署と連携を図り、長期滞在者への文化芸術の情報や活動・参加機会を提供します。

釧路学教養講座の様子



そば打ち講座の様子

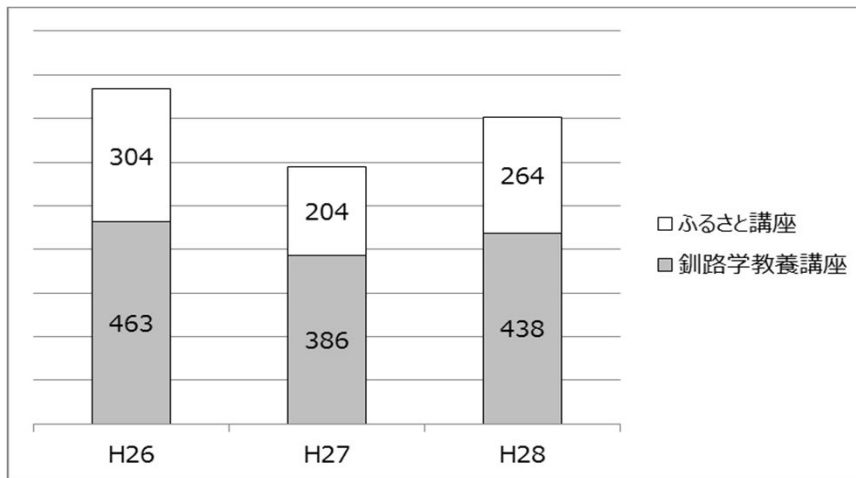


主な事業とその内容

施策 の 方向	事業名	主管課等	事業の内容
①	地産地消講座の開催	生涯学習課	アイヌ料理や地元食材を活用した郷土料理等の講座を開催します。
	そば打ち講座「釧路そば塾」	生涯学習センター	釧路のそば文化を学ぶとともに、そば打ちの手法を習得する教室を実施します。
	学校給食	学校給食課	地元の食材の豊かさを実感し、ふるさと釧路の素晴らしさを再認識してもらうことや地産地消の観点から、釧路・阿寒・音別の食材を利用した料理を提供します。
②	タンチョウ生息域外保全事業	動物園	北海道系タンチョウを繁殖貸与している北海道内の動物園や台北市立動物園と協力して、野生復帰できない個体を活用しながら複数の繁殖つがいの形成に取り組むとともに、遺伝的にも健全な飼育集団の創設を図ります。
	シマフクロウ生息域外保全事業	動物園	シマフクロウを貸与している北海道内の動物園や環境省と協力して、繁殖つがいの形成に取り組むとともに、遺伝的に健全な飼育集団の創設を図ります。
	マリモの保護・調査研究事業	阿寒生涯学習課	「マリモ保護管理計画」に基づいて、阿寒湖のマリモの盗採防止や定期巡視等の保護活動を行行つほか、調査・研究並びに教育普及活動を行います。
③	観光客や長期滞在者へのPR	生涯学習課	釧路市に訪れる観光客や長期滞在者、新たに転入された方々等へ釧路市の文化芸術に関心を持ち、活動・参加してもらうためのPR活動を行います。
	学芸員展示解説	博物館	最新情報を交えながら、釧路の自然と歴史をわかりやすく紹介します。
	釧路学教養講座	生涯学習センター	転入者や長期滞在者等を対象に、釧路の魅力を伝える講座を開催します。
	市民学園講座「ふるさと講座」	生涯学習センター	転入者や大学生等のための釧路入門講座を開催します。
	外国語による案内表示	各文化施設	外国人観光客が釧路市の歴史や文化をより理解していただくため、外国語によるパンフレットや案内板等の設置の取組を進めます。

現状データ

■ 転入者、大学生、長期滞在者を対象とした講座への参加者数(人)



まなぼとと幣舞で開催している「ふるさと講座」「釧路学教養講座」は、転入者、大学生、長期滞在者等に釧路の魅力を伝える内容で展開しています。特に「ふるさと講座」は、バスにより釧路市を回るツアー等、様々な体験ができる内容です。

■ 学校給食「ふるさと給食」

ふるさとの食材を通じて、釧路の良さを再認識してもらうために、平成2年から実施しています。他にも、くじら肉やエゾシカ肉を使った給食があります。

		H26		H27		H28	
9月	小学校	ごはん けんちん汁(昆布入り) のりかつおふりかけ A : 焼きさんま B : 厚焼き卵	ごはん とりごぼう汁 釧路昆布の佃煮 A : 厚焼き卵 B : 焼きさんま	ごはん 豚汁 釧路昆布の佃煮 A : 焼きさんま B : 厚焼き卵	ごはん けんちん汁(昆布入り) のりかつおふりかけ A : 厚焼き卵 B : 焼きさんま	ごはん 肉団子の味噌スープ(昆布入り) 穀物ふりかけ A : 厚焼き卵 B : 焼きさんま	ごはん 豚汁 釧路昆布の佃煮 A : 焼きさんま B : 厚焼き卵
	中学校	ごはん ふるさと味噌団子汁 さんまの塩焼き 釧路昆布の佃煮		ごはん 豚汁 さんまの塩焼き 釧路昆布の佃煮		ごはん 味噌けんちん汁(昆布入り) さんまの蒲焼き丼 つば漬け	
10月	小学校	ごはん 石狩汁 阿寒パークのどり辛煮 昆布の佃煮		ごはん 鮭の三平汁 阿寒パークとごぼうの味噌炒め 釧路昆布の佃煮		ごはん 石狩汁 阿寒パークの照り煮 釧路昆布の佃煮	
	中学校	ごはん 鮭の三平汁 阿寒パークとごぼうの炒め煮 穀物ふりかけ		ごはん 鮭の三平汁 ザンタレ 野菜ふりかけ		ごはん 鮭の三平汁 和風鶏そぼろ つば漬け	
11月	小学校	ごはん 味噌汁 焼きししゃも(子持ち) 阿寒パークとキムチの味噌炒め		ごはん 釧路昆布入り味噌汁 焼きししゃも(子持ち) 阿寒パークの照り焼き炒め		ごはん 釧路昆布入り味噌汁 焼きししゃも(子持ち) 阿寒パークの生姜煮	
	中学校	ごはん 高野豆腐の味噌汁 阿寒パークの辛味噌炒め 焼きししゃも(子持ち)		ごはん 厚揚げと昆布の味噌汁 阿寒パークのチャブチ 焼きししゃも(子持ち)		ごはん 厚揚げと昆布の味噌汁 阿寒パークの辛味噌炒め 焼きししゃも(子持ち)	

釧路市文化芸術振興基本条例

原始の姿を今に伝える阿寒の山々、太古から悠久の営みを続ける釧路湿原をゆりかごに、先人たちは、自然と共生するアイヌ文化をはぐくむとともに、北の大地と海に根ざした産業を興し、日々の暮らしに潤いと安らぎをもたらす釧路の豊かな文化芸術を築き上げてきた。

釧路の風土ではぐくまれた文化芸術は、その継承と発展を通して、市民の豊かな人間性と創造性を伸ばすとともに、今日の活力ある地域社会の形成に大きな役割を果たしてきている。

私たちは、この地に暮らす誰もが心豊かに充実した生活を営み、子どもたちの明るい未来が輝きを増すよう、先人から継承された文化芸術を守り、発展させるとともに、新たな文化芸術の創造に取り組み、次の世代へと引き継いでいかなければならない。

そのためには、文化芸術活動を行う市民の自主性を尊重し、誰もが文化芸術を享受できる環境を整えるとともに、この地の文化芸術を地域内外に発信し、その交流を促進していくことが必要である。

ここに、私たちは、釧路の文化的風土を尊び、創造性あふれるまちを目指し、文化芸術の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、この条例を制定する。

（目的）

第1条 この条例は、文化芸術の振興に関し、基本理念を定め、並びに市の責務並びに市民、文化芸術団体及び事業者（以下「市民等」という。）の役割を明らかにするとともに、文化芸術の振興に関する施策の基本となる事項を定めることにより、文化芸術の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって市民が生き生きと心豊かに充実した生活を営むことができる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

（基本理念）

第2条 文化芸術の振興に当たっては、文化芸術に関する活動（以下「文化芸術活動」という。）を行う者の自主性及び創造性が十分に尊重されなければならない。

2 文化芸術の振興に当たっては、誰もが文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造することができるような環境の整備が図られなければならない。

3 文化芸術の振興に当たっては、文化芸術が豊かな人間性及び創造性を培う上で重要な役割を担うものであることにかんがみ、市民が子どもの頃から生涯を通じて文化芸術に関わることができるような環境の整備が図られなければならない。

4 文化芸術の振興に当たっては、文化芸術のあらゆる分野において、多様な文化芸術の保護、継承及び発展が図られるとともに、新たな文化芸術が創造されるよう配慮されなければならない。

5 文化芸術の振興に当たっては、文化芸術活動が活発に行われるような環境を醸成することによって文化芸術の発展が図られ、ひいては地域の活性化に資するよう考慮されなければならない。

6 文化芸術の振興に当たっては、市及び市民等が相互に連携し、及び協働して取り組まれるよう配慮されなければならない。

(市の責務)

第3条 市は、前条の基本理念にのっとり、文化芸術の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進する責務を有する。

(市民等の役割)

第4条 市民等は、文化芸術の担い手として自主性及び創造性を発揮して文化芸術活動を行い、又は文化芸術活動を支援することを通じて、文化芸術を継承し、発展させ、又は創造する役割を担うものとする。

(基本方針)

第5条 市は、文化芸術の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、文化芸術の振興に関する基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めるものとする。

2 基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 文化芸術の鑑賞又は参加の機会の充実に関すること。
- (2) 地域の特性を反映した文化芸術の発展に関すること。
- (3) 文化財の保存、活用及び継承に関すること。
- (4) アイヌ文化の保存、継承及び発展に関すること。
- (5) 子どもが行う文化芸術活動の充実に関すること。
- (6) 文化芸術を担う人材の育成に関すること。
- (7) 文化芸術に係る環境の整備及び充実に関すること。
- (8) 文化芸術に係る情報の発信及び交流の促進に関すること。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、文化芸術の振興に関する基本的な事項に関すること。

3 市は、基本方針及びこれに基づく施策に市民等の意見を適切に反映することができるよう必要な措置を講ずるものとする。

(財政上の措置)

第6条 市は、文化芸術の振興に関する施策を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(助成等)

第7条 市は、文化芸術の振興に寄与する活動を行うもの等に対し、助成その他の支援を行うものとする。

(顕彰)

第8条 市は、文化芸術の振興に関し功績があったと認められるものを顕彰するものとする。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

釧路市文化振興条例

(目的)

第1条 この条例は、本市の文化及び社会教育の振興に寄与する活動を行う団体及び個人等（以下「団体等」という。）に対して助成及び奨励を行い、市民文化及び社会教育の育成と向上を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 文化 芸術（音楽、美術、文学及び芸能）並びに科学（自然科学及び人文科学）をいう。
- (2) 社会教育 社会教育法（昭和24年法律第207号）第10条に規定する団体が行う事業をいう。

(助成、後援)

第3条 市は、市内に事務所又は住所を有する団体等が次の各号のいずれかに該当する場合で釧路市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が必要と認めたときは、予算の範囲内で助成金を交付することができる。

- (1) 本市の文化及び社会教育の振興に著しく寄与すると認められる発表会、講演会、展覧会及び展示会（以下「発表会等」という。）を開催するとき、又は出版物を刊行するとき。
 - (2) 市内で全道的な規模以上の発表会等を開催するとき。
 - (3) 全市的な規模で総合的な発表会等を開催するとき。
 - (4) 全市的な規模で児童生徒の発表会等を開催するとき。
 - (5) 児童生徒が予選等を経て、全道的な規模以上の発表会等に出場するとき。
 - (6) その他教育委員会が文化及び社会教育の振興のため特に意義があると認めた発表会等、研修会若しくは会議を開催し、又はこれらに出場し、若しくは参加するとき。
- 2 教育委員会は、団体等が開催する前項各号（第5号を除く。）の発表会等を主催者の申請により後援することができる。

(表彰及び買上げ)

第4条 教育委員会は、文化活動及び社会教育活動を奨励するため、発表会等における優秀者の表彰及び優秀作品の買上げをすることができる。

(申請)

第5条 第3条第1項の助成金の交付又は同条第2項の後援を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、教育委員会に申請しなければならない。

(助成、後援の決定)

第6条 教育委員会は、前条の申請があったときは、助成又は後援の可否を決定し、その結果を速やかに当該申請者に通知しなければならない。この場合において、助成又は後援すべきものと決定したときは、目的達成のため必要な条件を付することができる。

(取消し及び返還)

第7条 教育委員会は、前条の規定により助成又は後援すべきものと決定された者が次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の交付決定を取り消し、若しくは助成金の一部若しくは全部を返還させ、又は後援を取り消すことができる。

- (1) 申請の内容に虚偽の記載があったとき。
- (2) 助成金を目的以外に使用したとき。
- (3) この条例又は前条の条件に違反したとき。

(調査、報告)

第8条 教育委員会は、助成金を交付した団体等に対して必要な調査を行い、又は報告を求めることができる。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成17年10月11日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の釧路市文化振興条例（昭和50年釧路市条例第33号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。
- 3 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第3条の規定により阿寒町文化振興条例（平成2年阿寒町条例第3号）が引き続き施行されている間、同条例の適用を受ける者については、この条例は適用しない。

釧路市文化財保護条例

(目的)

第1条 この条例は、本市の区域内に存する文化財のうち、国又は道の指定するものを除き、本市にとって重要なものの保存及び活用のため必要な措置を講じ、もって市民の文化的向上に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例で「文化財」とは、文化財保護法（昭和25年法律第214号）第2条第1項に規定する有形文化財、無形文化財、民俗文化財及び記念物をいう。

(所有者等の心構え)

第3条 文化財の所有者その他の関係者及び市民は、文化財が貴重な公共的財産であることを自覚し、これを公共のために保存するよう努めるとともに、文化的活用に協力しなければならない。

2 釧路市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、この条例の施行に当たって関係者の所有権その他の財産権を尊重しなければならない。

(指定)

第4条 教育委員会は、本市の区域内に存する文化財のうち、国又は道が指定したものを除き、本市にとって特に文化的価値が高いと認めるものを、所有者権原に基づく占有者又は保持者（以下「所有者等」という。）の同意を得て、釧路市指定文化財（以下「市指定文化財」という。）に指定することができる。

2 教育委員会は、無形文化財を市指定文化財として指定しようとするときは、当該無形文化財の保持者を認定しなければならない。

3 教育委員会は、第1項の規定による指定又は前項の規定による認定をするときは、あらかじめ釧路市文化財保護審議会の意見を聴かななければならない。

(解除)

第5条 教育委員会は、市指定文化財がその文化的価値を失ったとき、その他特別の理由があるときは、指定を解除することができる。

2 市指定文化財が、本市の区域内に存しなくなったとき、又は国若しくは道の文化財として指定を受けたときは、前条の指定は解除されたものとする。

3 前条第2項の規定により認定された市指定文化財である無形文化財の保持者が死亡したときは、保持者の認定は解除されたものとし、保持者のすべてが死亡したときは、同条第1項の指定は解除されたものとする。

4 前条第3項の規定は、第1項の指定を解除する場合に準用する。

(指定又は解除の告示等)

第6条 教育委員会は、前2条の規定により市指定文化財の指定をし、又は解除をしたときは、速やかにその旨を告示し、所有者等に通知しなければならない。

(管理の義務)

第7条 市指定文化財の所有者等は、この条例並びにこの条例に基づく規則及び教育委員会の指示に従い、その文化財を管理し、適正な保存に努めなければならない。

(届出)

第8条 市指定文化財の所有者等は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに教育委員会に届け出なければならない。

- (1) 所有者等が変更したとき。
- (2) 氏名、名称又は住所を変更したとき。
- (3) 市指定文化財の所在の場所を変更しようとするとき。
- (4) 市指定文化財の全部又は一部が滅失し、損傷し、又は盗み取られたとき。
- (5) 市指定文化財である記念物の所在、地番又は地積に異動があったとき。

2 市指定文化財である無形文化財の保持者が死亡し、又は保持者として不適当になっ

たときは、相続人又は保持者は、速やかにその旨を教育委員会に届け出なければならない。

(現状変更)

第9条 所有者等が市指定文化財の現状を変更しようとするとき、又は所有者等その他関係者がその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。

2 教育委員会は、前項の許可について必要な指示を与え、又は条件を付することができる。

3 教育委員会は、第1項の許可を受けた者が前項の指示又は条件に従わないときは、現状変更の停止を命じ、又は許可を取り消すことができる。

(修理等の届出)

第10条 所有者等は、市指定文化財の修理その他の維持の措置をしようとするときは、あらかじめ教育委員会に届け出なければならない。

2 教育委員会は、必要があると認めたときは、前項の規定による届出に係る修理等に関し、技術的な指導と助言を与えることができる。

(管理又は修理の勧告)

第11条 教育委員会は、市指定文化財の管理が適当でないとき、又は修理を必要と認めたときは、所有者等に対し必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

(調査、報告)

第12条 教育委員会は、必要と認めたときは、所有者等の同意を得て市指定文化財を調査し、又はその管理の現状若しくは修理の状況について報告を求めることができる。

(管理又は修理の補助)

第13条 教育委員会は、市指定文化財の管理又は修理のため必要と認めたときは、予算の範囲内で補助金を交付することができる。

2 教育委員会は、前項の補助金の交付に当たり、必要な条件を付することができる。

3 教育委員会は、第1項の補助金の交付を受けた者がその目的又は前項の条件に違反したときは、補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(公開)

第14条 教育委員会は、市指定文化財の所有者等に対し教育委員会の行う公開の用に供するため期間を定めて、その文化財を出品し、又は公開するよう勧告することができる。

(委任)

第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年10月11日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までに、合併前の釧路市文化財保護条例（昭和50年釧路市条例第35号）又は阿寒町文化財保護条例（昭和42年阿寒町条例第15号）（以下これらを「合併前の条例」という。）の規定により指定された文化財は、それぞれこの条例の規定により指定されたものとみなす。

3 合併前の条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為（前項の規定に該当するものを除く。）は、それぞれこの条例の規定によりなされたものとみなす。

4 この条例の施行日の前日までになされた合併前の阿寒町文化財保護条例に違反する行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

釧路市文化賞条例

(趣旨)

第1条 この条例は、釧路市文化賞（以下「文化賞」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(文化賞)

第2条 釧路市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、本市の文化の発達に著しく貢献したと認められる個人又は団体に対し、文化賞を贈る。

2 教育委員会は、必要があると認めるときは、本市の文化の発達に寄与した個人又は団体に対し、釧路市文化奨励賞（以下「文化奨励賞」という。）を贈ることができる。

3 文化賞及び文化奨励賞は、賞状及び記念品とする。

(委任)

第3条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

この条例は、平成17年10月11日から施行する。

文化芸術基本法

平成十三年十二月七日
法律第百四十八号

文化芸術振興基本法をここに公布する。

文化芸術基本法

(平二九法七三・改称)

目次

前文

第一章 総則(第一条—第六条)

第二章 文化芸術推進基本計画等(第七条・第七条の二)

第三章 文化芸術に関する基本的施策(第八条—第三十五条)

第四章 文化芸術の推進に係る体制の整備(第三十六条・第三十七条)

附則

文化芸術を創造し、享受し、文化的な環境の中で生きる喜びを見出すことは、人々の変わらない願いである。また、文化芸術は、人々の創造性をはぐくみ、その表現力を高めるとともに、人々の心のつながりや相互に理解し尊重し合う土壌を提供し、多様性を受け入れることができる心豊かな社会を形成するものであり、世界の平和に寄与するものである。更に、文化芸術は、それ自体が固有の意義と価値を有するとともに、それぞれの国やそれぞれの時代における国民共通のよりどころとして重要な意味を持ち、国際化が進展する中であって、自己認識の基点となり、文化的な伝統を尊重する心を育てるものである。

我々は、このような文化芸術の役割が今後においても変わることなく、心豊かな活力ある社会の形成にとって極めて重要な意義を持ち続けると確信する。

しかるに、現状をみるに、経済的な豊かさの中にありながら、文化芸術がその役割を果たすことができるような基盤の整備及び環境の形成は十分な状態にあるとはいえない。二十一世紀を迎えた今、文化芸術により生み出される様々な価値を生かして、これまで培われてきた伝統的な文化芸術を継承し、発展させるとともに、独創性のある新たな文化芸術の創造を促進することは、我々に課された緊要な課題となっている。

このような事態に対処して、我が国の文化芸術の振興を図るためには、文化芸術の礎たる表現の自由の重要性を深く認識し、文化芸術活動を行う者の自主性を尊重することを旨としつつ、文化芸術を国民の身近なものとし、それを尊重し大切にしよう包括的に施策を推進していくことが不可欠である。

ここに、文化芸術に関する施策についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、文化芸術に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、文化芸術が人間に多くの恵沢をもたらすものであることに鑑み、文化芸術に関する施策に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、文化芸術に関する施策の基本となる事項を定めることにより、文化芸術に関する活動(以下「文化芸術活動」という。)を行う者(文化芸術活動を行う団体を含む。以下同じ。)の自主的な活動の促進を旨として、文化芸術に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図り、もって心豊かな国民生活及び活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

(平二九法七三・一部改正)

(基本理念)

第二条 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術活動を行う者の自主性が十分に尊重されなければならない。

- 2 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術活動を行う者の創造性が十分に尊重されるとともに、その地位の向上が図られ、その能力が十分に発揮されるよう考慮されなければならない。
- 3 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術を創造し、享受することが人々の生まれながらの権利であることに鑑み、国民がその年齢、障害の有無、経済的な状況又は居住する地域にかかわらず等しく、文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造することができるような環境の整備が図られなければならない。
- 4 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、我が国及び世界において文化芸術活動が活発に行われるような環境を醸成することを旨として文化芸術の発展が図られるよう考慮されなければならない。
- 5 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、多様な文化芸術の保護及び発展が図られなければならない。
- 6 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、地域の人々により主体的に文化芸術活動が行われるよう配慮するとともに、各地域の歴史、風土等を反映した特色ある文化芸術の発展が図られなければならない。
- 7 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、我が国の文化芸術が広く世界へ発信されるよう、文化芸術に係る国際的な交流及び貢献の推進が図られなければならない。
- 8 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、乳幼児、児童、生徒等に対する文化芸術に関する教育の重要性に鑑み、学校等、文化芸術活動を行う団体(以下「文化芸術団体」という。)、家庭及び地域における活動の相互の連携が図られるよう配慮されなければならない。
- 9 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術活動を行う者その他広く国民の意見が反映されるよう十分配慮されなければならない。
- 10 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術により生み出される様々な価値を文化芸術の継承、発展及び創造に活用することが重要であることに鑑み、文化芸術の固有の意義と価値を尊重しつつ、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の各関連分野における施策との有機的な連携が図られるよう配慮されなければならない。

(平二九法七三・一部改正)

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、文化芸術に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(平二九法七三・一部改正)

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、文化芸術に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(平二九法七三・一部改正)

(国民の関心及び理解)

第五条 国は、現在及び将来の世代にわたって人々が文化芸術を創造し、享受することができるとともに、文化芸術が将来にわたって発展するよう、国民の文化芸術に対する関心及び理解を深めるように努めなければならない。

(文化芸術団体の役割)

第五条の二 文化芸術団体は、その実情を踏まえつつ、自主的かつ主体的に、文化芸術活動の充実を図るとともに、文化芸術の継承、発展及び創造に積極的な役割を果たすよう努めなければならない。

(平二九法七三・追加)

(関係者相互の連携及び協働)

第五条の三 国、独立行政法人、地方公共団体、文化芸術団体、民間事業者その他の関係者は、基本理念の実現を図るため、相互に連携を図りながら協働するよう努めなければならない。

(平二九法七三・追加)

(法制上の措置等)

第六条 政府は、文化芸術に関する施策を実施するため必要な法制上、財政上又は税制上の措置その他の措置を講じなければならない。

(平二九法七三・一部改正)

第二章 文化芸術推進基本計画等

(平二九法七三・改称)

(文化芸術推進基本計画)

第七条 政府は、文化芸術に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、文化芸術に関する施策に関する基本的な計画(以下「文化芸術推進基本計画」という。)を定めなければならない。

2 文化芸術推進基本計画は、文化芸術に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な事項その他必要な事項について定めるものとする。

3 文部科学大臣は、文化審議会の意見を聴いて、文化芸術推進基本計画の案を作成するものとする。

4 文部科学大臣は、文化芸術推進基本計画の案を作成しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の施策に係る事項について、第三十六条に規定する文化芸術推進会議において連絡調整を図るものとする。

5 文部科学大臣は、文化芸術推進基本計画が定められたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 前三項の規定は、文化芸術推進基本計画の変更について準用する。

(平二九法七三・一部改正)

(地方文化芸術推進基本計画)

第七条の二 都道府県及び市(特別区を含む。第三十七条において同じ。)町村の教育委員会(地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第百六十二号)第二十三条第一項の条例の定めるところによりその長が文化に関する事務(文化財の保護に関する事務を除く。)を管理し、及び執行することとされた地方公共団体(次項において「特定地方公共団体」という。)にあっては、その長)は、文化芸術推進基本計画を参酌して、その地方の実情に即した文化芸術の推進に関する計画(次項及び第三十七条において「地方文化芸術推進基本計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

2 特定地方公共団体の長が地方文化芸術推進基本計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、当該特定地方公共団体の教育委員会の意見を聴かなければならない。

(平二九法七三・追加)

第三章 文化芸術に関する基本的施策

(平二九法七三・改称)

(芸術の振興)

第八条 国は、文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊その他の芸術(次条に規定するメディア芸術を除く。)の振興を図るため、これらの芸術の公演、展示等への支援、これらの芸術の制作等に係る物品の保存への支援、これらの芸術に係る知識及び技能の継承への支援、芸術祭等の開催その他の必要な施策を講ずるものとする。

(平二九法七三・一部改正)

(メディア芸術の振興)

第九条 国は、映画、漫画、アニメーション及びコンピュータその他の電子機器等を利用した芸術(以下「メディア芸術」という。)の振興を図るため、メディア芸術の制作、上映、展示等への支援、メディア芸術の制作等に係る物品の保存への支援、メディア芸術に係る知識及び技能の継承への支援、芸術祭等の開催その他の必要な施策を講ずるものとする。

(平二九法七三・一部改正)

(伝統芸能の継承及び発展)

第十条 国は、雅楽、能楽、文楽、歌舞伎、組踊その他の我が国古来の伝統的な芸能(以下「伝統芸能」という。)の継承及び発展を図るため、伝統芸能の公演、これに用いられた物品の保存等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(平二九法七三・一部改正)

(芸能の振興)

第十一条 国は、講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱その他の芸能(伝統芸能を除く。)の振興を図るため、これらの芸能の公演、これに用いられた物品の保存等への支援、これらの芸能に係る知識及び技能の継承への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(平二九法七三・一部改正)

(生活文化の振興並びに国民娯楽及び出版物等の普及)

第十二条 国は、生活文化(茶道、華道、書道、食文化その他の生活に係る文化をいう。)の振興を図るとともに、国民娯楽(囲碁、将棋その他の国民的娯楽をいう。)並びに出版物及びレコード等の普及を図るため、これらに関する活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(平二九法七三・一部改正)

(文化財等の保存及び活用)

第十三条 国は、有形及び無形の文化財並びにその保存技術(以下「文化財等」という。)の保存及び活用を図るため、文化財等に関し、修復、防災対策、公開等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(地域における文化芸術の振興等)

第十四条 国は、各地域における文化芸術の振興及びこれを通じた地域の振興を図るため、各地域における文化芸術の公演、展示、芸術祭等への支援、地域固有の伝統芸能及び民俗芸能(地域の人々によって行われる民俗的な芸能をいう。)に関する活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(平二九法七三・一部改正)

(国際交流等の推進)

第十五条 国は、文化芸術に係る国際的な交流及び貢献の推進を図ることにより、我が国及び世界の文化芸術活動の発展を図るため、文化芸術活動を行う者の国際的な交流及び芸術祭その他の文化芸術に係る国際的な催しの開催又はこれへの参加、海外における我が国の文化芸術の現地の言語による展示、公開その他の普及への支援、海外の文化遺産の修復に関する協力、海外における著作権に関する制度の整備に関する協力、文化芸術に関する国際機関等の業務に従事する人材の養成及び派遣その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、前項の施策を講ずるに当たっては、我が国の文化芸術を総合的に世界に発信するよう努めなければならない。

(平二九法七三・一部改正)

(芸術家等の養成及び確保)

第十六条 国は、文化芸術に関する創造的活動を行う者、伝統芸能の伝承者、文化財等

の保存及び活用に関する専門的知識及び技能を有する者、文化芸術活動に関する企画又は制作を行う者、文化芸術活動に関する技術者、文化施設の管理及び運営を行う者その他の文化芸術を担う者(以下「芸術家等」という。)の養成及び確保を図るため、国内外における研修、教育訓練等の人材育成への支援、研修成果の発表の機会の確保、文化芸術に関する作品の流通の促進、芸術家等の文化芸術に関する創造的活動等の環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

(平二九法七三・一部改正)

(文化芸術に係る教育研究機関等の整備等)

第十七条 国は、芸術家等の養成及び文化芸術に関する調査研究の充実を図るため、文化芸術に係る大学その他の教育研究機関等の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

(国語についての理解)

第十八条 国は、国語が文化芸術の基盤をなすことにかんがみ、国語について正しい理解を深めるため、国語教育の充実、国語に関する調査研究及び知識の普及その他の必要な施策を講ずるものとする。

(日本語教育の充実)

第十九条 国は、外国人の我が国の文化芸術に関する理解に資するよう、外国人に対する日本語教育の充実を図るため、日本語教育に従事する者の養成及び研修体制の整備、日本語教育に関する教材の開発、日本語教育を行う機関における教育の水準の向上その他の必要な施策を講ずるものとする。

(平二九法七三・一部改正)

(著作権等の保護及び利用)

第二十条 国は、文化芸術の振興の基盤をなす著作権者の権利及びこれに隣接する権利(以下この条において「著作権等」という。)について、著作権等に関する内外の動向を踏まえつつ、著作権等の保護及び公正な利用を図るため、著作権等に関する制度及び著作物の適正な流通を確保するための環境の整備、著作権等の侵害に係る対策の推進、著作権等に関する調査研究及び普及啓発その他の必要な施策を講ずるものとする。

(平二九法七三・一部改正)

(国民の鑑賞等の機会の充実)

第二十一条 国は、広く国民が自主的に文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造する機会の充実を図るため、各地域における文化芸術の公演、展示等への支援、これらに関する情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(高齢者、障害者等の文化芸術活動の充実)

第二十二条 国は、高齢者、障害者等が行う文化芸術活動の充実を図るため、これらの者の行う創造的活動、公演等への支援、これらの者の文化芸術活動が活発に行われるような環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

(平二九法七三・一部改正)

(青少年の文化芸術活動の充実)

第二十三条 国は、青少年が行う文化芸術活動の充実を図るため、青少年を対象とした文化芸術の公演、展示等への支援、青少年による文化芸術活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(学校教育における文化芸術活動の充実)

第二十四条 国は、学校教育における文化芸術活動の充実を図るため、文化芸術に関する体験学習等文化芸術に関する教育の充実、芸術家等及び文化芸術団体による学校における文化芸術活動に対する協力への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(平二九法七三・一部改正)

(劇場、音楽堂等の充実)

第二十五条 国は、劇場、音楽堂等の充実を図るため、これらの施設に関し、自らの設置等に係る施設の整備、公演等への支援、芸術家等の配置等への支援、情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(美術館、博物館、図書館等の充実)

第二十六条 国は、美術館、博物館、図書館等の充実を図るため、これらの施設に関し、自らの設置等に係る施設の整備、展示等への支援、芸術家等の配置等への支援、文化芸術に関する作品等の記録及び保存への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(地域における文化芸術活動の場の充実)

第二十七条 国は、国民に身近な文化芸術活動の場の充実を図るため、各地域における文化施設、学校施設、社会教育施設等を容易に利用できるようにするための措置その他の必要な施策を講ずるものとする。

(公共の建物等の建築に当たっての配慮等)

第二十八条 国は、公共の建物等の建築に当たっては、その外観等について、周囲の自然的環境、地域の歴史及び文化等との調和を保つよう努めるものとする。

2 国は、公共の建物等において、文化芸術に関する作品の展示その他の文化芸術の振興に資する取組を行うよう努めるものとする。

(平二九法七三・一部改正)

(情報通信技術の活用の推進)

第二十九条 国は、文化芸術活動における情報通信技術の活用の推進を図るため、文化芸術活動に関する情報通信ネットワークの構築、美術館等における情報通信技術を活用した展示への支援、情報通信技術を活用した文化芸術に関する作品等の記録及び公開への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(調査研究等)

第二十九条の二 国は、文化芸術に関する施策の推進を図るため、文化芸術の振興に必要な調査研究並びに国の内外の情報の収集、整理及び提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(平二九法七三・追加)

(地方公共団体及び民間の団体等への情報提供等)

第三十条 国は、地方公共団体及び民間の団体等が行う文化芸術の振興のための取組を促進するため、情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(民間の支援活動の活性化等)

第三十一条 国は、個人又は民間の団体が文化芸術活動に対して行う支援活動の活性化を図るとともに、文化芸術活動を行う者の活動を支援するため、文化芸術団体が個人又は民間の団体からの寄附を受けることを容易にする等のための税制上の措置、文化芸術団体が行う文化芸術活動への支援その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

(平二九法七三・一部改正)

(関係機関等の連携等)

第三十二条 国は、第八条から前条までの施策を講ずるに当たっては、芸術家等、文化芸術団体、学校等、文化施設、社会教育施設、民間事業者その他の関係機関等の間の連携が図られるよう配慮しなければならない。

2 国は、芸術家等及び文化芸術団体が、学校等、文化施設、社会教育施設、福祉施設、医療機関、民間事業者等と協力して、地域の人々が文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造する機会を提供できるようにするよう努めなければならない。

(平二九法七三・一部改正)

(顕彰)

第三十三条 国は、文化芸術活動で顕著な成果を収めた者及び文化芸術の振興に寄与した者の顕彰に努めるものとする。

(政策形成への民意の反映等)

第三十四条 国は、文化芸術に関する政策形成に民意を反映し、その過程の公正性及び透明性を確保するため、芸術家等、学識経験者その他広く国民の意見を求め、これを十分考慮した上で政策形成を行う仕組みの活用等を図るものとする。

(平二九法七三・一部改正)

(地方公共団体の施策)

第三十五条 地方公共団体は、第八条から前条までの国の施策を勘案し、その地域の特性に応じた文化芸術に関する施策の推進を図るよう努めるものとする。

(平二九法七三・一部改正)

第四章 文化芸術の推進に係る体制の整備

(平二九法七三・追加)

(文化芸術推進会議)

第三十六条 政府は、文化芸術に関する施策の総合的、一体的かつ効果的な推進を図るため、文化芸術推進会議を設け、文部科学省及び内閣府、総務省、外務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省その他の関係行政機関相互の連絡調整を行うものとする。

(平二九法七三・追加)

(都道府県及び市町村の文化芸術推進会議等)

第三十七条 都道府県及び市町村に、地方文化芸術推進基本計画その他の文化芸術の推進に関する重要事項を調査審議させるため、条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関を置くことができる。

(平二九法七三・追加)

附 則 抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二九年六月二三日法律第七三号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(文化芸術に関する施策を総合的に推進するための文化庁の機能の拡充等の検討)

第二条 政府は、文化芸術に関する施策を総合的に推進するため、文化庁の機能の拡充等について、その行政組織の在り方を含め検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

釧路市文化芸術振興計画 策定経過

年月日	場 所	内 容
<第1回> 平成29年6月29日	釧路市生涯学習センター	■正・副委員長選出 ■策定の基本的考え方の説明 ■策定スケジュールについて ■策定作業概要について
<第2回> 平成29年7月31日	釧路市交流プラザさいわい	■「施策の方向」の検討
<第3回> 平成29年9月7日	釧路市交流プラザさいわい	■第1回委員会協議内容確認 ■「具体的な施策」の検討 ■主な事業内容の確認
<第4回> 平成29年10月2日	釧路市交流プラザさいわい	■第2回委員会協議内容確認 ■「現状と課題」の検討
<第5回> 平成29年10月2日	釧路市交流プラザさいわい	■検討内容の経緯・結果発表
平成29年12月18日 ～ 平成30年1月17日	パブリックコメント（市民意見募集）	
<第6回> 平成30年2月6日	釧路市生涯学習センター	■市民意見募集の結果について ■計画（最終案）について

釧路市文化芸術振興計画策定委員

	委員名	団体・所属等
委員長	田 丸 典 彦	釧路市社会教育委員
副委員長	片 桐 茂 貴	釧路市文化団体連絡協議会
	石 田 憲 一	釧路市文化団体連絡協議会 ※社会教育委員
	梅 津 尚 子	釧路市文化団体連絡協議会
	高 橋 順 子	釧路市生涯学習推進アドバイザー
	増 田 真 美	釧路市社会教育委員

釧路市文化芸術振興計画

《2018年～2022年度》

2018年3月

発行 釧路市教育委員会

編集 釧路市教育委員会 生涯学習部生涯学習課

〒085-0016 釧路市錦町2丁目4番地

TEL 0154-31-4579

FAX 0154-22-9096